

平成19年第1回士別市議会定例会会議録(第1号)

平成19年2月28日(水曜日)

午前10時00分開会

午後 2時34分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 3号 平成19年度士別市一般会計予算

議案第 4号 平成19年度士別市診療施設特別会計予算

議案第 5号 平成19年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 6号 平成19年度士別市老人保健特別会計予算

議案第 7号 平成19年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第 8号 平成19年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第 9号 平成19年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第10号 平成19年度士別市簡易水道事業特別会計予算

議案第11号 平成19年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第12号 平成19年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第13号 平成19年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第14号 平成19年度士別市水道事業会計予算

議案第15号 平成19年度市立士別総合病院事業会計予算

議案第16号 士別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第20号 士別市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例について

議案第21号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第22号 士別市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について

- 日程第 5 議案第 2 4 号 士別地方消防事務組合規約の一部を変更する規約について  
 日程第 6 議案第 2 5 号 上川教育研修センター組合規約の一部を変更する規約について  
 日程第 7 議案第 2 6 号 工事請負変更契約の締結について  
 日程第 8 議案第 2 7 号 平成 1 8 年度士別市一般会計補正予算（第 8 号）  
 議案第 2 8 号 平成 1 8 年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
 議案第 2 9 号 平成 1 8 年度市立士別総合病院事業会計補正予算（第 1 号）  
 日程第 9 議案第 3 0 号 平成 1 8 年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）  
 日程第 1 0 議案第 3 1 号 平成 1 8 年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）  
 議案第 3 2 号 平成 1 8 年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

散会宣告

出席議員（22名）

副議長	1 番	山 居 忠 彰 君	2 番	北 口 雄 幸 君
	3 番	伊 藤 隆 雄 君	4 番	井 上 久 嗣 君
	5 番	丹 正 臣 君	6 番	粥 川 章 君
	7 番	小 池 浩 美 君	8 番	柿 崎 由美子 君
	9 番	平 野 洋 一 君	1 0 番	足 利 光 治 君
	1 1 番	遠 山 昭 二 君	1 2 番	岡 崎 治 夫 君
	1 3 番	谷 口 隆 徳 君	1 4 番	山 田 道 行 君
	1 5 番	田 宮 正 秋 君	1 6 番	斉 藤 昇 君
	1 7 番	池 田 亨 君	1 8 番	牧 野 勇 司 君
	1 9 番	菅 原 清一郎 君	2 0 番	中 村 稔 君
	2 1 番	神 田 壽 昭 君	議 長 2 2 番	岡 田 久 俊 君

出席説明員

市 長	田 苺子 進 君	助 役	相 山 愼 二 君
助 役	瀧 上 敬 司 君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	吉 田 博 行 君
市 民 部 長	安 川 登志男 君	保健福祉部長	杉 本 正 人 君
経 済 部 長	佐々木 幸 二 君	建設水道部長	遠 藤 恵 男 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務課長（併） 選挙管理委員会 選挙 課 長	石 川 誠 君
財 政 課 長	三 好 信 之 君		

市立士別総合病院事務局長 藤 森 和 明 君

教育委員会 佐々木 正 雄 君

教育委員会 朝 日 保 君

教育委員会 佐々木 文 和 君

農業委員会 松 川 英 一 君

農業委員会 石 川 通 広 君

監査委員会 三 原 紘 隆 君

監査委員会 横 山 日出夫 君

事務局出席者

議事事務局 辻 本 幸 慈 君

議事事務局 藤 田 功 君

議事事務局 近 藤 康 弘 君

議事事務局 浅 利 知 充 君

議事事務局 岩 端 聖 子 君

(午前10時00分開会)

議長(岡田久俊君) 平成19年第1回定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) 本定例会の会議録署名議員には、20番 中村 稔議員、21番 神田壽昭議員、3番 伊藤隆雄議員を指名いたします。

議長(岡田久俊君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第3号 平成19年度士別市一般会計予算

議案第4号 平成19年度士別市診療施設特別会計予算

議案第5号 平成19年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第6号 平成19年度士別市老人保健特別会計予算

議案第7号 平成19年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第8号 平成19年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第9号 平成19年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第10号 平成19年度士別市簡易水道事業特別会計予算

議案第11号 平成19年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第12号 平成19年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第13号 平成19年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第14号 平成19年度士別市水道事業会計予算

議案第15号 平成19年度市立士別総合病院事業会計予算

議案第16号 士別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第20号 士別市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例について

- 議案第21号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 士別市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 士別市国民保護対策本部及び士別市緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議案第24号 士別地方消防事務組合理約の一部を変更する規約について
- 議案第25号 上川教育研修センター組合理約の一部を変更する規約について
- 議案第26号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第27号 平成18年度士別市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第28号 平成18年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第29号 平成18年度市立士別総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第30号 平成18年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 平成18年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第32号 平成18年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

2. 市長から送付された報告は次のとおりである。

平成18年度朝日町合併特例区定期監査報告

3. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

報告第1号 監査結果の報告について

例月現金出納検査の結果に関する報告 10、11、12月分

4. 議長会等の関係については次のとおりである。

(1) 上川地方総合開発期成会臨時総会

イ. 開催日 平成18年12月28日

ロ. 開催地 旭川市

ハ. 出席者 岡田議長

ニ. 会議概要 役員を選出を行った後、会則の改正他2案件を審議して会議を終了した。

(2) 上川町村議会議長会宗谷線部会

イ. 開催日 平成19年1月12日

ロ. 開催地 和寒町

ハ. 出席者 岡田議長

ニ. 会議概要 平成18年度宗谷線部会事業について協議した後、課題「北海道総合開発計画について」を研修して会議を終了した。

(3) 第93回市議会議員共済会代議員会

イ. 開催日 平成19年2月2日

ロ. 開催地 東京都

ハ. 出席者 岡田議長

ニ. 会議概要 事務報告他2報告に次いで市議会議員共済会定款の一部変更（案）につ

いて他2案件を審議し、会議を終了した。

5. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	田 苺子 進	助 役	相 山 慎 二
助 役	瀧 上 敬 司	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉 田 博 行
市民部長	安 川 登志男	保健福祉部長	杉 本 正 人
経済部長	佐々木 幸 二	建設水道部長	遠 藤 惠 男
朝日総合支所長	城 守 正 廣	市立土別総合 病院事務局 長	藤 森 和 明
企画振興室長	鈴 木 久 典	市民部次長兼 環境生活課 長	有 馬 芳 孝
保健福祉部次長 兼福祉課 長	宮 沢 勝 己	コスモス苑所長 兼コスモス デイサービス センター所長	岡 本 利 紀
経済部次長兼 農林振興課 長	相 山 佳 則	建設水道部次長 兼管理課 長	稲 澤 要
朝日総合支所 次長兼 経済建設課 長	大 内 孝 司	市立土別総合 病院事務局次長 兼総務課 長	谷 口 春 三
総務部参事	石 川 敏	企 画 課 長	林 浩 二
総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課 長	石 川 誠	財 政 課 長	三 好 信 之
市民課 長	池 田 文 紀	税 務 課 長	伊 藤 暁
介護保険課長兼 地域包括支援 センター所長	西 崎 貞 一	児 童 家 庭 課 長	上 野 暉
保健福祉 センター所長	岡 強 志	桜丘荘所長 兼桜丘 サービス センター所長	神 田 裕 教
商工労働 観光課 長	織 田 勝	建 築 課 長	土 岐 浩 二
土木課 長	上 西 康 友	施設維持 センター所長	野 口 和 幸
上下水道課 長	佐々木 辰 彦	地域振興課長 (併)選挙管理 委員会選挙課 長	川 越 一 男
住民生活課 長	深 川 雅 宏	保 健 福 祉 課 長	川 村 慶 輔

市立土別総合 病院医師課長	山本良文	会計課長	川原正樹
教育委員 会長	佐々木正雄	教育委員 会長 職務代理者	穴田一男
教育委員 会長	朝日保	教育委員 会長	佐々木文和
教育委員 会長 兼 教育部次長 兼 学校教育部 課長	辻正信	教育委員 会長 兼 教育部次長 兼 生涯学習課 兼 生涯学習 センター所長	鈴木隆夫
教育委員 会長 兼 地域教育課 兼 朝日山村研 兼 センター所 兼 朝日農業 兼 センター館 長	林広志	教育委員 会長 兼 入スポーツ 兼 総合体育館 兼 青少年会館 長	富田強
教育委員 会長 兼 文化振興課 兼 朝日公民館 兼 あさひサ 兼 イズホール 館長	西條和則	教育委員 会長 兼 中央公民館 兼 市民文化 兼 センター館 長	石川宇多夫
教育委員 会長 兼 博物館長 兼 公会堂展示 館長	岡田成治	教育委員 会長	斉藤春茂
教育委員 会長 兼 つくも青少 兼 年所長	高取淳一	教育委員 会長 兼 学校給食 兼 センター所 長	真木郁夫
農業委員 会長	松川英一	農業委員 会長 兼 職務代理者	平進
農業委員 会長	石川通広	監査委員	三原紘隆
監査委員 局長	横山日出夫	監査委員 局長	中山忠

6. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局 局長	辻本幸慈	議事事務局 局長	藤田功
議事事務局 主任幹事	近藤康弘	議事事務局 主任幹事	浅利知充
議事事務局 主任幹事	岩端聖子		

以上報告する

平成19年2月28日

議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの24日間と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月23日までの24日間と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、議案第3号 平成19年度士別市一般会計予算から議案第19号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例についてまで、以上17案件については、平成19年度予算並びに関連を有する議案でありますので、これを一括議題に供します。

この際、平成19年度各会計予算にかかわり市政執行方針並びに教育行政執行方針についてお伺いすることにいたします。

初めに、市政執行方針をお伺いいたします。田苅子市長。

市長（田苅子進君）（登壇） 平成19年第1回士別市議会定例会に当たり、新年度に対する所信と市政執行に関する基本方針を申し上げます。

顧みますと、昨年は小泉政権下で進められた三位一体改革から安倍新政権による地方分権改革へと移行し、12月には地方分権改革推進法が可決成立するなど、いわゆる第2期地方分権改革が緒についた年であり、今後の地方の行政運営にも極めて大きく影響するものであることから、今後の経過を注視してまいらなければなりません。

一方、メーカー各社の製品欠陥隠匿事件などが本年に入ってからも続出して、あわせてテレビ番組の内容捏造事件など、ユーザーや消費者を翻弄する事件が発生するとともに、子供たちをめぐる情勢の変化により、改めて家族としてのきずなが問われるなど、現代社会の病める世相を反映したような事件事故が多発をしていることはまことに憂慮すべき事態であります。

また、我が国の経済情勢は、戦後最長のいざなぎ景気を超える景気回復基調にあると言われており、本道経済も最近においては緩やかな持ち直し基調にあるものの、当地域においては全くその実感がなく、中央と地方の格差はますます拡大している状況にあります。加えて、本年から日・豪2国間の経済連携協定、いわゆるEPA交渉が開始されようとしており、交渉の対象となる農産物の多くは米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など、我が国において極めて重要な品目であり、とりわけ北海道そして本市においては、その交渉内容によっては地域経済全体に甚大な被害を及ぼすことが懸念されております。また、地方自治体をめぐる情勢は、夕張市の財政破綻を初めとして一層深刻化を増し、地域医療を取り巻く環境の変化への対応が求められている中で、国では新たな地方財政再生制度の整備が進められており、改めて本市市政運営の確



固たる基盤づくりの重要性を痛感しているところであります。

こうした中であって、本市においては土別市と朝日町の合併から1年半が経過をし、この間相互信頼に基づく「融和と一体感」を基本に、市民の力と英知を結集しながら、合併後の豊かで個性ある地域づくりに鋭意努めてきたところであります。

近年、社会経済情勢が大きく変化する中で、市民の生活様式や価値観も多様化し、少子高齢社会の到来や環境保全、情報化など、今後新たに解決していかなければならない課題も増加していくことは必至の状況にあり、更には地方分権時代の中でそれぞれの自治体が自主性と自立性を高めながら、個性豊かで活力に満ちた地域の創造を進めていくことが求められております。

また、今日、地方自治体は歳出歳入一体改革による新型地方交付税の導入を初め、地方分権改革、行財政改革など、一段と厳しい環境下にあり、地域が自主自律の気概を持って、従前にも増して新時代の創造を目指した行政運営が一層求められる一大変革期にあります。国のみならず地方においても、財政状況が一層深刻化する中であって、限られた財源で多様化していく行政ニーズに対応し、特色あるまちづくりを推進していくためには、地域の魅力や特性を最も理解している市民の皆様とともに、知恵と力を結集していくことが最大の課題であります。

私は市長に就任して以来、一貫して「勇気・決断・実行」をモットーに市政運営に当たってまいりましたが、新たな土別市の創造に向けては、目的や情報を市民と行政が共有し、相互の理解を深めていく「協働のまちづくり」を推し進めていくことが肝要であり、このためには市民の皆様の意見に謙虚に耳を傾け市政運営に当たるよう、今後とも努めてまいります。

新市誕生後、「天塩川」というこの地域の特色を生かし、更なる素材の発掘に努めながら、「天塩の流れとともに 人と大地が躍動する すこやかなまち」の実現を目指しているところでありますが、少子高齢社会の到来、情報化や国際化の進展、環境問題、更には本市の基幹産業である農業における国際化や自由化の問題、中小企業の育成やにぎわいのある商店街の再構築、市立病院の経営健全化対策など、解決しなければならない課題が山積しておりますだけに、こうした課題解決に果敢に挑戦をし、地域の再生を図ることが今強く求められています。

これまで多くの市民の皆様の努力によって築かれてきた「サフォークめん羊によるまちづくり」「自動車等試験研究のまちづくり」「生涯学習のまちづくり」「サンライズホールを中心とした地域文化発信のまちづくり」、更には両地域に共通する「スポーツや文化活動の合宿の里づくり」をこの地域の輝かしい魅力として、今後一層磨き上げていくことが重要であることは申し上げるまでもなく、加えて地域の個性や特性を内外に強くアピールしながら、「このまちに住んでよかった」「このまちに住んでみたい」と感じるができるまちづくりを目指してまいります。

また、朝日地区における合併特例区におきましては、昨年同様、イベント事業、スポーツ大会及びサンライズホール自主企画事業等が計画されておりますので、主体性を尊重しながら、引き続き円滑な運営を支援してまいります。

平成19年度予算編成に当たっては、市立病院の状況を初め、本市行財政を取り巻く諸情勢が

一層厳しさを増す中であって、事務事業の見直し、徹底した経費の節減はもちろんのこと、広域的な行政課題への対応や行政の効率化など、限られた財源で最大の効果を上げることを基本に、「新市建設計画」の着実な推進を図り、引き続き両市町の均衡ある発展を目指して、合併効果を最大限に生かしたものとなるように努めたところであります。

以下、具体的な施策について、「新市建設計画」の項目に沿って申し上げます。

最初に、「元気でいきいきと交流が盛んなまちづくり」についてであります。

市民参加の開かれた市政の基本として、「協働」の概念のもと、行政の役割を市民に理解してもらおうと同時に、市民の意見をいかにして聴取し、どう施策に反映していくかが大切になっています。このための広聴活動として、「市長とのふれあいトーク」を初め「市民ふれあいトーク」を通じ市民との対話の場を大切にするとともに、協働・参加の精神を醸成していくため、「市民協働のまちづくり推進事業」を継続して実施してまいります。

また、いわゆる団塊の世代が本年から大量退職期を迎えますが、北海道においては首都圏などの退職者を道内に呼び込もうと、「北の大地への移住促進事業」を積極的に展開しており、本市におきましては団塊の世代にこだわらない広い世代を対象とした季節移住や短期移住など、士別ならではの取り組みを積極的に進めるため、市内の経済団体やまちづくり団体等の関係機関からなる推進組織を設置する中で、本市にふさわしい取り組みを進めてまいります。

次に、男女共同参画社会の実現についてであります。

男女平等と人権を尊重する意識づくり、男女の自立を支援する環境づくりなど、士別市男女共同参画行動計画の推進に努めてまいります。特に、夫婦間暴力や家庭内暴力などの被害者支援については、関係機関等との連携を図りながら、保護・救済に努めてまいります。

次に、コミュニティの推進についてであります。

朝日地区の自治会制度への移行につきましては、住民組織検討委員会を中心に、自治会活動のあり方や区域等について検討を重ねた結果、16の行政区から7自治会での4月1日移行に向けた準備が進められております。

今後は、スムーズな自治会活動が行われるよう調整に努めるとともに、自治会組織が全市的に融合し、市民が協働のまちづくりの理念のもとに積極的に参画する地域社会づくりの推進に取り組んでまいります。

次に、ごみ処理を初めとする環境施策についてであります。

まず、廃棄物処理につきましては、使い捨て容器やレジ袋等のプラスチック類の発生を抑制し、今後とも資源循環型社会の構築に向けたごみ減量化とリサイクルの推進に努めてまいります。

このような状況のもとで、生ごみ等を含めた未利用バイオマスを活用した堆肥化施設の整備を、国の助成策も受けながら平成20年度の事業実施に向け、本年度はこれらの基本構想や計画を策定してまいります。

更に、地球温暖化対策につきましては、「職員実行計画」に基づく取り組みを推進するとともに、事業所や市民への拡大にも努めてまいります。

また、その対策の一つとして効果が期待されております新エネルギーにつきましては、国及び地方公共団体、企業、国民が一体となり、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいるところでありますが、本市におきましても風力、太陽光、雪氷熱、地熱や木材の残渣物等のバイオマスなど、利用可能なエネルギーの賦存量やその利活用を調査し、「土別市新エネルギービジョン」を策定する中で、今後、本市における新しいエネルギー導入の可能性について研究をいたしてまいります。

次に、防犯・交通安全対策についてであります。

防犯対策につきましては、「土別市安全で安心なまちづくり条例」が4月から施行されるのにあわせて、この推進主体として推進会議を設置し、「市民の安全・安心は地域から」を合言葉に、各種機関・団体、市と市民が連携、協力した防犯活動を一層推進してまいります。

交通安全対策につきましては、北海道では平成17年に引き続き、昨年も全国交通事故死ワーストワンを返上し、死者数も大幅に減少することができました。しかしながら、1月には本市の市民同士が事故の当事者になるなど、悲惨な交通事故は後を絶たない状況にありますので、交通事故の撲滅に向け、関係機関・団体と密接な連携を図りながら、市民の一人一人が「交通事故に遭わない、起こさない」という意識の高揚を図るべく、交通安全施設の整備や啓蒙運動を展開してまいります。

次に、消費生活の安定についてであります。

消費者被害の防止につきましては、依然として悪質商法が横行する状況にありますので、関係機関・団体で構成する「被害防止ネットワーク」により、被害に遭遇する可能性の高い高齢者などに対して相談並びに情報提供できる体制を整えるとともに、「市民ふれあいトーク」や「暮らしの講座」などを通して啓蒙啓発活動を積極的に推進してまいります。

次に、交流についてであります。交流事業は地域経済への波及効果のみならず、情報の取得や人づくりなど、地域の活性化に大きな役割を果たすことが期待されます。

まず、姉妹都市でありますゴールバーン市との交流につきましては、隔年で実施されている高校生短期留学研修事業も一定の成果があらわれるなど、本市の国際化にも大きく寄与しています。本年は本市が受け入れ側となりますことから、土別国際交流協会と連携を図りながら、充実した交流が行われるよう努めてまいります。

一方、友好都市の三好町につきましては、少年野球や少年サッカーなどのスポーツ交流や市民交流が活発に行われるなど、その輪が着実に広がっており、今後とも本市全体にわたる交流となるよう、一層の推進に努めてまいります。

また、引き続き「ふるさと会」や「ゆかりの会」などとの交流を深めるとともに、「ふるさと大使」につきましては、新たに朝日町出身者も含めた大使を委嘱する中で、本市の魅力をPRしてまいります。

次に、生活交通についてであります。

地域生活バス路線につきましては、高齢者や学生などのいわゆる交通弱者の立場を考慮し、

路線維持に努めているところでありますが、国や道の補助制度の見直しや利用者の減少もあり、いまだ多額の行政負担を抱えております。本年新たに設ける「公共交通に関する検討懇談会」において、地域の実情に応じた適切な運行形態と本市のあるべき交通システムを十分検討してまいります。

次に、地域防災計画並びに国民保護計画の策定についてであります。

地域防災計画につきましては、災害対策基本法に基づき、本市にかかわる防災全般について、防災会議の審議を踏まえて策定作業に取り組んでおり、国民保護計画につきましても、国民保護法の規定に基づく協議会を設置し、国や道から示された基本方針及び保護モデル計画に沿って、武力攻撃事態等が発生した場合の住民避難や救援等への対応などについて御審議をいただき、策定作業を進めているところであります。この両計画は3月中をめどに、いずれも北海道知事との正式協議を経て、成案として確定することとなりますことから、協議が整い次第、速やかに議会に報告をし、市民の方々への周知に努めてまいります。

次に、「だれもが健やかに安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

まず、介護保険制度についてであります。高齢化や核家族化がますます進展する中で、できる限り住みなれた地域や家庭で自立した生活が営めるよう、現在、第3期介護保険計画に基づき事業を推進しているところであり、今後とも適切な介護サービスを総合的かつ効率的に提供できるよう努めてまいります。

また、在宅での自立した生活が困難になった場合でも、適切な施設介護サービスを利用して生活できるよう、社会福祉法人朝日福祉会が計画する特別養護老人ホーム「朝日美土里ハイツ」の増床に対する支援を行い、施設整備を推進してまいります。

更に、地域包括支援センターにおいては、援護が必要な高齢者やその家族の総合相談を初め各種事業の充実を図るとともに、地域型在宅介護支援センター3カ所を窓口し、高齢者の実態と家族の多様なニーズを的確に把握し、安心して住みなれた地域や家庭で自立した生活が営まれるよう介護予防に視点を置き、適切なサービスの提供に向けて相談や援助活動に努めてまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

高齢者福祉につきましては、地域支援事業として生きがいデイサービスを初めとする介護予防事業や介護用品を支給する任意事業など、高齢者の自立生活支援と家族の介護にかかる負担の軽減を図ってまいります。

また、平成15年度から18年度までの4年間にわたり、対象年齢を1歳引き下げ74歳で試行してきました「敬老バス乗車証交付事業」につきましては、新年度からは74歳からの適用として実施いたしてまいります。

次に、コスモス苑及び桜丘荘につきましては、入所者本位のサービスの提供を基本としながら適切な施設運営に当たるとともに、通所介護におきましても利用者の特性を尊重し、サービスの向上に努めてまいります。また、桜丘荘につきましては、介護保険制度に基づく外部サー

ビス利用型特定施設へ移行し、介護サービスが必要となった入所者が自立した生活を送ることができるよう努めてまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

障害者や障害児の自立した日常生活や社会参加を可能とするために必要な福祉サービスに係る給付その他の支援を行うため、平成18年に障害者自立支援法が施行され、障害のある方が地域において自立した生活を送ることができるよう各種施策を実施し、社会参加の促進を図っております。

今後におきましては、新たに障害者に対する相談業務並びに各種活動を支援する「地域活動支援センター」を設置するとともに、平成18年度末までに策定する「障害福祉計画」を基本とし、福祉サービスの充実を図ってまいります。

また、障害のある方や高齢者を初め、すべての人々が自由に社会参加できるよう「土別市福祉のまちづくり条例」に基づいて、公共施設並びに歩道のバリアフリー化を計画的に進めておりますが、本年度も、直腸や膀胱の障害により人工肛門等の手術を受けたオストメイトの方々が安心して外出できるよう、あさひサンライズホールのトイレの改修を行ってまいります。

次に、児童福祉についてであります。

次代を担う子供は市民の宝であるという視点から、子供の健やかな成長を支えていくためにも、親子のきずな、人間関係のきずな、地域社会のきずなのかかわりを大切にし、社会全体で子育て支援の環境づくりに取り組むことが一層求められております。平成17年3月に「土別市次世代育成支援行動計画」を策定し、保育環境の整備を初め保育内容の充実を図るとともに、子育て支援事業など、子育てに夢や希望を持つことができるまちづくりを推進してきたところであり、今後におきましてもこの計画を基本に、子供を産み育てる喜びが実感できる子育て環境の創出に努めてまいります。

新たな子育て支援策として、ひとり親家庭などの児童が市立病院の休診日及び夜間等の診療時間外において緊急に名寄市立総合病院の小児科を受診する際に、保護者が交通手段としてハイヤーを使用した場合に限り、通院に要する交通費を支援し、負担の軽減を図ってまいります。

更に、朝日地区放課後児童健全育成事業につきましても、労働環境の多様化を踏まえ、土曜日にも開所することとし、保護者の負担の軽減を図るため、利用負担も無料にするなど、保育サービスの充実に努めてまいります。

また、深刻化している児童虐待につきましても、発生予防、早期発見、早期対応の取り組みの強化も含め、関係機関及び各種団体とも連携を密にしながら、保育所や児童館においても児童相談や子育てサークルへの支援など、放課後児童対策の充実に努めてまいります。

次に、保健事業についてであります。

市民一人一人が生き生きと健康で暮らせるよう各種健康診断を初め、母子保健事業や成人・老人保健事業、栄養改善事業を推進するとともに、医療保険によるリハビリテーションを受けられなくなった方を対象としたリハビリ支援事業等を実施し、市民の健康づくりに努めてまい

ります。

また、国民健康保険事業においては、生活習慣病の一次予防を柱とした「ヘルスアップ事業」に新たに取り組むとともに、「特定健康診査等実施計画」の策定を行い、被保険者の健康増進と将来的な医療費の抑制を図り、安定的な国民健康保険事業の運営に努めてまいります。

次に、地域における医療体制の確立についてであります。

医療体制の確立は、市民の皆様を初め地域の方々が健康で安心して暮らしていくために最も重要な課題であります。市立病院はこの地方の基幹病院としてその役割を担っておりますが、医師の臨床研修制度が導入されたことなどによって、一部の診療科においては固定医師の確保が難しい状態となっており、加えて医師不足の影響による経営環境の悪化によって多額の不良債務が発生している状況にあります。

このような状況は市の財政運営にも極めて大きな影響を及ぼすことから、昨年末、病院経営の健全化を目指していくために、平成19年度から10年間にわたる経営計画を策定したところでありますが、当面はこの計画が達成できるように、収益の確保と経費の更なる圧縮に取り組み、地域の皆様が安心して医療が受けられる体制の構築に努めてまいります。

特に、医師確保の問題につきましては、地域の医療を守るだけでなく、病院経営を守っていくためにも最重要課題であり、引き続き北海道や北海道大学あるいは旭川医科大学に対して、医師派遣についての要請活動を行うとともに、あらゆる方面に対して働きかけを行ってまいります。

また、地域の診療施設であります多寄医院につきましては、昨年11月末日をもって休診しておりましたが、本年2月1日から上士別医院の医師によって週3回で診療を再開いたしましたところであり、今後におきましても、地域住民が安心して医療サービスを受けられるように、診療体制の充実に努めてまいります。

次に、「北の大地に根ざした活みなぎるまちづくり」についてであります。

初めに、農業の活性化についてであります。本市の農業は恵まれた自然と豊かな土地資源を生かして、常に生産性の高い農業経営を目指すとともに、その時々状況の変化に的確に対応しながら、地域を支える基幹産業として発展をしております。しかしながら、今日の農業を取り巻く状況は、国の食料・農業・農村基本計画による農業政策の転換を初め、WTO交渉や主要農畜産物の関税撤廃につながるオーストラリアとの経済連携協定（EPA）交渉など、極めて厳しい環境下に置かれております。特に、経済連携協定については、冒頭でも申し上げましたとおり、地域に与える影響も大きいものがあることから、去る1月19日には地域を挙げた総決起大会を開催し、阻止に向けた行動を展開したところであります。

また、総合計画の策定に連動して、本市農業の活性化に関する施策を総合的、計画的に進めるための「農業・農村活性化計画」を道立中央農業試験場長経験者のアドバイスもいただきながら策定をしております。

本年は戦後最大の農政改革と言われる「品目横断的経営安定対策」の導入を初め、さまざま

な農業政策が大きく転換される年であります。このため、JA北ひびきや農業改良普及センターを初めとする関係機関・団体との連携を密にしながら、農業者に対する制度内容の周知徹底を図ることで、本制度を円滑に推進し、この対策における担い手づくりと農業経営の安定化に努めてまいります。

「品目横断的経営安定対策」の導入に伴い、他の地域において甜菜の作付面積が大幅に減少いたしましたことから、この作付指標面積を本市地域で確保することにより、甜菜を核とした適正な輪作体系の確立を図りながら畑作経営の安定化に努めてまいります。

また、今日、消費者の大きな関心事となっている「安全・安心で良質な農産物の生産」につきましては、農業の原点である土づくりを一層推進する中で、農業経営の体質を強化し、環境にも配慮した食料の安定供給体制の確立に努めてまいります。

担い手につきましては、「農業・農村担い手支援事業」などにより、農業者みずからが自己研さんを積む機運の醸成に努めるとともに、次代を担う青年や女性などのすぐれた担い手を確保、育成し、加えて新規就農者の方々が将来にわたり安心して営農ができ、本市の農業が継続的に発展するものとなるよう、総合的な施策の推進に努めてまいります。

農業の基盤整備につきましては、食料の生産の根幹をなす農地と水利施設等を整備することで、生産性の向上と農作業の効率化を図り、水田の高度利用を目的とする「道営農業農村整備事業」や「国営造成施設管理体制整備促進事業」を引き続き実施してまいります。

また、農家負担軽減特別対策としての「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」、いわゆるパワーアップ事業につきましても、年次ごとの管理計画に基づき事業の推進に努めてまいります。

上士別地区で計画中の「国営農地再編整備事業」につきましては、地区調査の2年目となり、集落の集約的な再編を視野に入れながら、経営感覚にすぐれた担い手を地域のリーダーとして確保、育成し、その担い手を核として地域が目指す連携した集落型経営体の組織化を図るものであります。

今後におきましても、地域全体の合意を形成する中で、この事業の成果が本市農業と農村の目指す姿として全市的に波及するものとなるよう、期成会と事業推進本部が一体となって平成21年度からの着工に向けた事業の推進に努めてまいります。

畜産につきましては、最終年度となります畜産担い手育成総合整備事業により、土地基盤に立脚した自給飼料率の高い酪農経営や高度な飼養管理技術に基づく肉牛経営を推進し、中小家畜経営も含めた生産体制の確立と向上に努めてまいります。

また、家畜排せつ物については、環境に考慮した適正管理に努め、耕畜連携による堆肥の有効活用を図り、更には生活残渣物や下水道汚泥など、他のバイオマス資源とともに堆肥化を推進し、自然環境と調和した資源循環型社会の構築を目指してまいります。

サフォークめん羊の振興につきましては、「サフォークランド士別プロジェクト」を中心に、昨年好評を得た急速冷凍羊肉の試験結果に基づき、ホテル、レストラン等への販路開拓と通年

出荷体制の確立を目指すとともに、道北地域におけるめん羊飼養者や関係機関・団体との連携を図ることで、広域における生産体制と北海道産ブランド羊肉としての地位の確立を目指してまいります。更に、本年は、日本めん羊研究会の全国大会や道内各地から参加を募っての「めん羊共進会」を開催することにより、めん羊振興の普及啓蒙や飼養技術の向上に努めてまいります。

次に、林業の振興についてであります。

本市行政面積の約74%を占める森林は、水資源の涵養や災害防止、保健保安、更には地域環境の保全に至るまで、日常生活に欠くことのできない多様な機能を有しており、後世に残すべき貴重な財産であります。

森林の有する多面的な機能を持続的に発揮するために、民有林については新植、除間伐等の推進を図るため、「21世紀北の森づくり推進事業」や「民有林活性化推進事業」等を実施し、市有林については「森林環境保全整備事業」や「緑資源機構分収造林事業」などを引き続き実施をしております。また、国有林、道有林を管轄する各関係機関や一般民有林の整備を行っている土別地区森林組合との連携を図りながら、活力のある山づくりを推進してまいります。

次に、中小企業の振興についてであります。

今日、全国的に景気が拡大基調にあると言われながらも、さきに申し上げたとおり、当地域においてはその実感はなく、依然として厳しい状況下に置かれております。

こうした中、地元中小企業の経営安定化を図るために、企業みずからが経営体質の強化を図り、生産性の向上や新分野事業などにも意欲的に取り組むことができるように、経営に必要な市場動向、知識、技術等の情報を迅速に提供するとともに、商工会議所・商工会との連携によるきめ細かな経営相談指導の充実に努めてまいります。また、中小企業や起業に挑戦する市民の設備投資、開業等に必要な資金融資、あるいは各種支援事業を盛り込んだ中小企業振興条例及び企業進出を促進する企業立地促進条例について、引き続き時代や企業ニーズに即応しながら、その円滑な活用促進を図り、地域経済や雇用の担い手である中小企業等の育成支援に努めてまいります。

次に、商業の振興についてであります。

近年の商店街を取り巻く環境は、消費者ニーズの変化や、あるいは購買活動の多様化に加え、個人消費の低迷などから、売上高は年々減少する傾向にあります。

このため、商店街活性化につきましては、中小企業振興条例に基づく「空き店舗活用事業」の利用促進や「商店街にぎわい推進事業」など、集客力を高めるソフト事業を継続実施し、商店街振興に努めてまいります。また、近年、「住む・働く・学ぶ・遊ぶ」などのさまざまな機能を市街地中心部に集積する、いわゆるコンパクトなまちづくりが活気ある商店街形成に有効な推進方策となっていることから、関係機関・団体などと調査、研究をして、中心市街地の活性化に努めてまいります。

更に、市民一人一人が生まれ育ったふるさとを大切に思う心をはぐくむ「ラブ土別・バイ土



別運動」につきましては、継続した市民活動として、より一層の定着化とすそ野の拡大に取り組んでまいります。

次に、雇用・勤労者福祉の向上についてであります。

今日の道内の雇用情勢は、全国に比べ依然として低迷が続いている中で、当地方における有効求人倍率もいまだに厳しい状況にあります。

こうした中、若年労働者や季節労働者の雇用の安定につきましては、豊かな市民生活や企業の人材確保を図る上で極めて重要な課題となっております。特に国におきましては、季節労働者の冬期間の生活に欠くことのできない雇用保険特例一時金給付水準の引き下げ方針が打ち出されており、加えて冬期雇用援護制度も平成18年度をもって廃止となることから、まずは特例一時金の現行制度堅持に向けて、国などに対し強く要請活動を展開するとともに、冬期雇用援護制度の廃止に伴い「通年雇用促進支援事業」等の新たな対策も計画されておりますことから、これらの取り組みについて積極的に推進し、季節労働者の雇用の安定化に努めてまいります。また、若年者から中高年齢者まで一人でも多くの方々の雇用が円滑に図られるよう、中小企業振興条例の新規開業等支援事業などのほかに、国・道などの事業の活用促進とあわせ、雇用環境整備や労働福祉対策を推進してまいります。

次に、観光の振興についてであります。

今日まで、本市は羊と雲の丘や岩尾内湖、天塩岳道立自然公園などの恵まれた自然と壮大なロケーション、更にはサフォークめん羊などを中心に、地域の特性を生かした観光の振興を図ってまいりましたが、近年、地域の独自性に富んだ多彩でユニークな体験観光や食のブランド化など、多様化する観光ニーズに即応した取り組みが強く求められております。

こうしたことから、本市が有する雄大な自然、四季折々に変化する景観、サフォークなどの観光資源を最大限に活用し、羊毛工芸や農作物収穫体験、カヌー・キャンプなどのアウトドア体験、更には「スノーモービルランド」や「寒いのでへっちゃら隊」など、多種多様な観光メニューに工夫を凝らして、他にはない、夏冬それぞれの滞在・体験型観光の推進に努めてまいります。更に、食のブランド化の推進策として、地元産のサフォーク肉や新鮮な農産物を使用した本市でしか食べることのできないサフォークオリジナル料理の普及拡大とあわせ、とりわけすべての食材を地元産にこだわりながら試作を進めてまいりました「羊のまちのスープカレー」等の加工品について、本年は本格的な商品化を進め、本市の新しい特産品として確立を図ってまいります。

今後におきましても、本市観光の拡大を図っていくために、観光ニーズを見据えた的確な対応に努めるとともに、温かいおもてなしができるように、「観光ホスピタリティ運動」の展開と市民との協働の取り組みとしての「市民観光意識盛上げ事業」、更には全国ニット大賞などの各種イベントへの支援によりサフォークランド土別を広く発信し、交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、誘致企業との関連についてであります。

この冬は顕著な暖冬傾向にあったことから、自動車あるいはタイヤ等の試験について、実験内容あるいは本市を訪れる出張者数に影響が出るのではないかと懸念をいたしておりましたが、おおむね例年並みの実績は確保できるものとお聞きをしております。

こうした誘致企業の活動は、本市経済に大きな波及効果をもたらしていることは申し上げるまでもなく、トヨタ自動車におきましては、昨年完成したブレーキ性能試験施設の活用により土別試験場の位置づけも一段と高まってくると期待をしておりますし、更にブリヂストンにおいても、本年新たな直線試験路も完成することから、試験場としての機能拡充が見込まれております。

今後におきましても、トヨタ自動車やブリヂストンを初めダイハツ工業、ヤマハ発動機、交通科学総合研究所、更には日甜、北海道農材工業等の誘致企業との関係を深めながら、一層の施設充実を働きかけてまいります。

次に、「いつまでも住み続けられる快適環境へのまちづくり」についてであります。

これまで、変化に富む豊かな自然と共生しながら、ゆとりと豊かさを真に実感できるまちの創造に向けて、公営住宅の整備を初め道路交通網や上下水道などの社会資本の整備に努めてまいりましたが、今後におきましても、安全・安心、そして快適な市民生活を確保するための社会資本の整備に努めてまいります。

まず、主要幹線道路網の整備につきましては、継続事業として朝日上土別南1号線の改良、舗装工事及び朝日南大通りなどの舗装工事に取り組むこととし、都市計画街路では、東大通り及び若葉通りの改良、舗装工事を継続して実施し、市街地における外環状線の道路の整備に努めてまいります。また、冬期間における交通の安全確保を図るために、朝日地区での視線誘導標設置工事のほか、生活道路につきましても改良、舗装工事を進めるとともに、歩道の段差解消や勾配緩和など「人にやさしい道づくり」に取り組み、高齢者や障害者のみならず、だれもが快適で安全に通行できる道路環境の整備を推進してまいります。

更に、橋梁整備につきましては、新規事業として成美地区のパンケヌカナンブ川にかかる川西上土別街道線大和橋かけかえ工事に着手し、安全な道路網の確保に努めてまいります。

一方、河川整備につきましては、北海道に対し、温根別地区の河川改修促進などの要請を引き続き行いながら、自然環境を生かした快適な河川空間の確保にも努めてまいります。

次に、公営住宅の整備につきましては、平成14年度から、地域の特性を生かした環境共生型住宅の建設を目指して、北部団地建てかえに着手をしており、これまで3棟80戸が完了し、本年6月末に完成予定の1棟40戸につきましては、8月入居開始を目指して現在工事を進めており、更に、本年度は駐車場、道路、広場など特定工事の整備に取り組んでまいります。また、朝日地区のもみじ団地につきましては、ストック総合改善事業により、高齢者に配慮した住環境の整備を年次的に行っており、本年度も新たに1棟4戸の整備を進めてまいります。

次に、水道事業についてであります。統合簡易水道整備事業等による配水管整備のほか、老朽化した東山浄水場の改修事業として、配水池の実施設計に着手し、より安全・安心な水道

水の供給に努めてまいります。また、成美地区における共同飲料水供給施設の老朽化が進み、地域の飲料水確保に支障を来していることから、施設改修に対する助成を行い、飲料水の安定確保に努めてまいります。

次に、下水道事業については、雨水管・汚水管の計画的な整備を図るとともに、合流式区域の完全分流化に向けた合流改善事業に着手するほか、個別排水処理事業を推進し、農村地域の環境衛生の向上を図ってまいります。

次に、雪対策についてであります。流雪溝や融雪溝の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化した除雪機械の更新などにより、冬期間の交通確保のための除排雪体制を強化し、万全を期してまいります。

次に、北海道縦貫自動車道の整備についてであります。

士別剣淵インターチェンジから多寄までの12キロメートルの区間については、昨年、新直轄区間として着工が決定し、既に中心くい打ち式も終えたところであります。本年、旭川開発建設部におきましては、関係機関との協議を進める中で、設計及び用地測量等の実施、更には起点側において一部工事を着工する予定でありますことから、沿線住民の方々との調整に当たってまいります。

高速交通体系の整備は、都市間の時間的距離を短縮し、これに伴って経済効果も期待され、加えて救急医療などの面においても極めて大きな意義を持つものでありますので、今後全区間の着工に向け、国に対し要望活動を展開してまいります。

次に、「風土に調和し個性と文化を育むまちづくり」についてであります。

詳細につきましては、教育長から教育行政執行方針で述べられますので、私からは本市教育施設の整備、生涯学習と文化財の保存並びにスポーツ施設の取り組みを中心に申し上げます。

まず、教育施設の整備についてであります。平成16年度から進めてまいりました士別中学校建設事業は、昨年12月に屋内体育館が完成し、供用を開始しているところでありますが、グラウンドにつきましては、国の予算及び財源確保の観点等から18年度補正予算による繰越事業として対応いたすこととし、野球やテニスなどの競技も行うことができる施設として、9月の完成を目指してまいります。また、昨年度から2カ年で工事を進めております糸魚小学校の移転改築につきましては、本年10月に完成、来年1月に新校舎への移転を予定いたしております。また、建築後38年が経過し、老朽化が進んでおります多寄小学校の改築に向けて、耐力度調査を実施してまいります。

次に、生涯学習の取り組みについてであります。

生涯学習は、市民の自発的な意思に基づくものであり、そうして学んだ成果が市民の潤いのある生活や地域の活性化につながり、更にはまちづくり運動へと発展することが望まれ、人づくりがまちづくりの基本と言われるゆえんであります。このため、生涯学習の基本を人づくりと総合行政という観点でとらえて、本年度は第2期の「士別市人づくり・まちづくり推進計画」を策定してまいります。

また、生涯学習情報センター「いぶき」につきましては、昨年、子育て支援のための「つどいの広場・きら」が開設されるなど有効活用が図られておりますが、本年も人づくり・まちづくり市民会議「みなくる」とも協働しながら、新たな活動展開と利用促進に努めてまいります。

次に、文化財の保護と文化・芸術活動の振興についてであります。老朽化が進んでいる本市指定文化財の「屯田兵屋」については、現地にて改修復元をいたします。

市民文化センターやサンライズホール、博物館など、それぞれが有する施設の優位性を生かし、相互に有機的な連携を図りながら、文化活動の拠点、芸術振興の創造の場となるよう努めてまいります。特にサンライズホールにつきましては、特例区事業としての鑑賞型事業や参加型事業の展開により、身近に舞台芸術に親しみ、体感していく機会を提供していくとともに、近隣の市町村を含めた広域的かつ多様な機能を有する施設として役割を果たしてまいります。

次に、「スポーツ合宿の里づくり」につきましては、陸上競技やスキーを初めとする他種目の団体の1年間を通じた受け入れ体制を整備するとともに、特に本年は世界陸上大阪大会の直前合宿地として100名を超えるドイツ、スイスの選手団を迎えることとなっており、その対応に万全を期してまいります。また、ハーフマラソン大会やオリンピックデーラン及びサマーjump大会等のスポーツイベント事業を継続し、交流人口拡大による地域の活性化に努めてまいります。

次に、円滑な自治体経営についてであります。

地方分権が進み、今まで以上に自己決定、自己責任に基づいた総合的な行財政運営が不可欠となっております。特に合併後の地域の融和と一体感の形成はもとより、さまざまな社会資本や生活環境の整備、医療、福祉、教育など、あらゆる分野において市民福祉の向上を図り、「合併してよかった」と実感できるまちづくりが何よりも大切なことでもあります。

このため、新しいまちづくりの基軸となる総合計画の策定に当たりましては、合併時に策定した新市建設計画を補強し、更に総合的、体系的な計画とするとともに、旧市・町の総合計画に基づく成果などを踏まえて、市民各層及び各種団体等との意見交換を重ねながら、鋭意策定作業を進めてまいります。

次に、行財政改革の推進についてであります。

本市は一昨年9月に、「究極の行政改革」とも言われる合併をなし遂げたところでありますが、今日の厳しい社会経済状況下にあつて、従来の手法による経費の削減や事務事業の見直しのみならず、行財政運営を根本から見直し、確固たる財政基盤のもとで市政の持続的な発展を実現することが強く求められております。

こうしたことから、昨年5月、新市における行財政改革大綱を初め、この大綱の基本理念に基づき、大綱実施計画及び財政健全化計画並びに定員適正化計画を策定し、本計画に沿って改革を進めているところでありますが、特に計画推進の大きな柱の一つであります人件費の抑制については、本年4月から平成22年度までの4年間、独自削減をいたすこととしたところであります。

今後は、行財政改革推進会議での進行管理や行財政改革懇談会での審議などを踏まえて、これらの計画の実施状況及び成果について検証を加えながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

次に、電子自治体の推進・整備についてであります。行政の情報化として、これまで市内LANを初め財務会計や住民基本台帳システム等の整備を図ってきたところであります。今後一層の行政運営の効率化を推進するため、本年度は平成18年度補正予算の繰越事業として戸籍業務の電算化に着手をし、平成20年7月から稼働開始を目指してまいります。また、上土別地区におけるADSLの整備につきましては、本年上半期中には着手される見込みとなったところであり、現在誘致を進めておりますNTT東日本による光ファイバー網の整備につきましても、早期導入を図ることができるように、「土別光ファイバー誘致の会」とともに対応に当たってまいります。

次に、平和思想の啓発・普及についてであります。

昨今、北朝鮮による国際世論を無視したミサイル発射問題や核実験の強行など、北東アジア地域において緊迫した状況が続く、さきの6カ国協議において、これら解決に向けて一定の方向性が示されたものの、中東情勢とあわせていまだ不安定な状況にあります。

こうしたことから、非核平和都市を宣言している本市として、恒久平和実現のための推進事業を昨年に引き続き実施し、平和思想の一層の啓発・普及に努めてまいります。

私たちが暮らす地域社会を豊かにしていくためには、相互信頼に基づく人と人とのきずなを深めていくことが大切であり、そのためにも市民の皆様と行政がともに手を携えていくことが重要であります。

現在、多くの市民の皆様の御協力をいただく中で、今後10年間の本市のまちづくりの方向性を示す総合計画の策定作業が進められておりますが、より豊かな市民生活の向上に努めるとともに、次世代にも堂々と誇ることができる「夢と希望に輝くまちづくり」を目指して市政の運営に当たってまいり所存であります。

終わりになりますが、郷土「土別」を築いていただいた先人諸賢の御苦勞に改めて深甚なる敬意と感謝の気持ちをあらわすとともに、土別市の今後ますますの発展のために、全職員が進取の気概を持って取り組んでまいります。

市議会議員各位並びに市民の皆様の特段の御理解と御協力を賜りますように心からお願い申し上げます。市政執行の方針とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（降壇）

議長（岡田久俊君） 次に、教育行政執行方針をお伺いいたします。朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 平成19年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する所信と基本方針を申し上げます。

今日、社会の急激な変化の中、教育においても少子高齢化、国際化、科学技術の進展など、ますます複雑多様化することが予想され、これらの課題に適切に対応することが求められてお

ります。こうした状況にあって、昨年末に教育基本法改正法が国会で成立し、今、我が国の教育は大きな転換期を迎えており、いじめ対策や教育委員会制度のあり方等についても論議がなされるなど、各種教育改革の取り組みが進められております。

本市では、合併から1年半が経過する中で新しい土別市の創造に取り組んでいるところではありますが、「人がまちをつくり、人をつくるのが教育」との視点からも、教育の果たす役割はますます重要になるものと考えております。教育委員会といたしましては、未来を担う人づくりが使命との認識に立ち、「心豊かにたくましく生き土別2世紀を拓く人を育む」を基本理念とし、学校、家庭、地域社会が一体となり、教育・文化・スポーツ活動を推進するとともに、ゆとりと生きがいのある生涯学習社会を目指し、積極的な教育行政を推進してまいります。

第1に、学校教育の推進であります。

今、学校教育は社会の変化の中で主体的に生きていくために、みずから学び、判断し、問題を解決する資質や能力など「確かな学力」を培い、「豊かな心」「健やかな体」をはぐくむとともに、21世紀に適應する「生きる力」の育成を目指しております。

こうした基本的な考え方に立って学校における教育内容を厳選し、総合的な学習の時間における各教科との関連や目標等を示す全体計画の作成、更には個に応じた指導を柔軟かつ多様に導入し、また教員の加配制度を積極的に利用するとともに、きめ細やかな指導ができるように支援し、「わかる授業」を行い「確かな学力」の向上を目指し、特色ある教育・学校づくりの推進に努めているところであります。

このような中において、児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成し、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実や子供にとって魅力ある教育活動を推進し、更には昨年大きな社会問題となったいじめについては、命を大切にし、他人を思いやり、感動する心など、豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」に努めるとともに、いじめ根絶に向けて学校、家庭、地域が子供たち一人一人と向き合い、見守り、育てていくことが大切と考えております。

また、いじめ、暴力行為、非行等の問題行動や不登校につきましては、いつでも、どこでも起こり得ることを認識し、今後も学校全体の問題として早期発見・早期解決を図ることが大切と考えております。これらの問題に適切に対応し、学校内外の指導体制をより充実させるため、「子供と親の相談員」「心の教室相談員」「青少年教育相談員」等を配置し、相談・指導体制の充実を図るとともに、「のぞみの電話やメール」「教育相談票」の活用を図りながら、学校と家庭及び「不登校・いじめ問題等対策連絡会議」等の関係機関が連携を密にし、迅速な対応と適切な指導に努めてまいります。更に、学校においては、校下に学校だよりを通じて校内の情報を積極的に発信するとともに、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞きながら、学校評価に取り組み、学校の教育目標の実現に向けて、地域に開かれた信頼を高める学校づくりを推進していけるよう支援してまいります。

次に、国際化が一層進展する状況にあって、外国語による基礎的・実践的なコミュニケーション

ョン能力が求められており、引き続き英語指導助手を配置し、中学校や東高校へ定期的に派遣するなど、国際化に対応できる能力や諸外国の文化、生活習慣などに理解を深める学習活動を一層展開してまいります。

情報教育につきましては、これまでも小中学校にコンピューターを導入し、その充実を図ってきたところでありますが、現在使用しているほとんどの中学校のパソコンにつきましては整備後8年が経過しており、また、文部科学省の整備基準を考慮し、本年度は土別南中学校のコンピューター教室パソコンを更新するとともに、他の学校につきましても整備計画に基づき、ソフト面を含めた条件整備を図ってまいります。

健康安全教育につきましては、学校を初めとする地域社会が安全・安心な環境であることは極めて重要であります。市内における不審者情報は減少傾向にありますが、各学校においては教職員、保護者、PTAや地域住民の協力を得て、登下校時における防犯パトロール等、さまざまな取り組みを実施してきたところであります。更に、「土別市安全で安心なまちづくり条例」の施行を契機に、警察、防犯協会等、関係機関との連絡体制を強化するとともに、「不審者対策等連絡会議」と情報を共有しながら、今後より一層、児童生徒の安全で安心した通学ができる環境づくりに努めてまいります。加えて、日ごろから学校における危機管理意識の徹底を図り、防犯教室や交通安全指導及び火災、地震、台風等、災害時における安全教育の一層の充実に努めるとともに、子供みずからが自分の身を守る安全対応能力を高めていく指導にも力を注いでまいります。また、たくましい心身を育てるため、スポーツを通じた体力の増進や栄養バランスを考えた食育の指導等、健康教育の推進を図ってまいります。

特別支援教育につきましては、従来の特殊教育に加え、通常学級に在籍する学習障害児などの児童生徒を支援する新たな制度が本年4月からスタートすることに伴い、一人一人に対し適切な教育を行うため、校内支援体制の整備や特別支援教育コーディネーターを配置し、保護者の理解や協力を得ながら関係機関と連携し、社会自立が実現できるよう特別支援教育の推進と充実に努めてまいります。

また、現代社会における就職も進学もしない、いわゆるニートと呼ばれる若者が増加する中で、学ぶことや働くことの意義を実感させる指導が求められており、子供一人一人の勤労感、職業感を育てるキャリア教育を推進してまいります。

児童生徒一人一人に確かな学力と豊かな人間性をはぐくむためには、教職員の資質と能力に負うことが大きいことから、土別市教育研究会や公開授業研究会などを通して、教育課程の編成に伴う学習指導の工夫・改善を初め、専門的知識や指導力の向上を図るための研修を推進するとともに、教職員の資質向上を図る各種研修会への積極的な参加を奨励してまいります。

教育諸条件の整備につきましては、土別中学校体育館が昨年12月に完成したところでありますが、本年度はグラウンド整備を計画し、国の18年度補正予算により、19年9月に完成を目指し取り組んでまいります。また、現在工事を進めております糸魚小学校の移転改築につきましては、本年10月完成、20年1月に新校舎への移転を目指して事業を進めてまいります。更に、

38年が経過し老朽化が著しい多寄小学校につきましては、耐震性の確保の観点からも、19年度に耐力度調査を行い、多寄中学校の特別教室、体育館及びグラウンドを共有するなど、中学校校舎に併設する方向で改築に向けた準備を進めてまいります。

次に、15年度から実施してきております教室等化学物質濃度測定の定期検査につきましては、18年度で定期測定がすべての小中学校で終了いたしました。指針値の2分の1を上回っている教室等につきましては、本年度再測定を実施してまいります。なお、糸魚小学校につきましては、新規に購入する備品搬入後に測定を計画しており、今後におきましても、児童生徒の健康で安全な学習環境の確保に努めてまいります。

土別東高等学校につきましては、近年少子化に伴い中学卒業生が年々減少する中、生徒の確保に向けて市内外の中学校を積極的に訪問するなど、PR・募集活動に全力で取り組んでいるところであり、19年度入学者は19名を予定しております。これまでも、学校教育援助事業や対外活動奨励事業、更には16年度から通学援助として定期券バス代を助成するなど支援策を講じており、引き続き保護者の負担軽減を図ってまいります。また、18年度から市民の生涯学習の機会提供のため、一部科目履修生の受け入れを行っており、今年度も引き続き実施してまいります。

今後も、習熟度別学習や福祉教育の充実を図り、地域に密着して信頼できる学校を目指すとともに、小規模校としての特徴を最大限に生かした教育活動を一層推進してまいります。

学校給食につきましては、地元の産物やしゅんの食材の使用に意を配し、給食内容の充実はもとより、道産小麦100%のパンを使用するなど、食の安全・安心の一層の推進と衛生管理の徹底、施設の効率的な運用を図りながら、栄養バランスのとれた学校給食の提供に努めてまいります。また、事務委託により昨年9月から開始しております和寒町小中学校の給食につきましても、引き続き実施してまいります。

第2に、社会教育の推進であります。

社会が著しく変化する時代にあって、人々は潤いや心の豊かさ、生きがいを求め、さまざまな生涯学習活動に取り組んでおり、とりわけ社会教育はその中核的な役割を担っております。このため、多様化する学習ニーズに対応し、幅広い学習機会の提供と相談体制の充実を図るとともに、道民カレッジの普及、学習情報の収集、提供に努め、市民の自発的学習活動を支援してまいります。

また、第4次社会教育長期計画と朝日町生涯学習中期計画につきましては、本年度策定予定の「第2次人づくり・まちづくり推進計画」の中に包含し、新市総合計画との整合性を持たせ策定してまいります。

文化、芸術は人々に深い感動を与え、同時に生きるための大きな力を与えるものであります。このため、地域の特性を生かした文化の創造を助長し、歴史ある伝統文化を継承するとともに、文化振興条例のもとに市民の自主的な創作発表や芸術鑑賞機会を提供するなど、さまざまな文化活動を支援してまいります。



また、本市指定の文化財であります「屯田兵屋」につきましては、文化財審議委員会の答申に基づき、現在地に改修復元し、良好な保存管理に努めてまいります。

学校教育と社会教育の連携につきましては、それぞれの関係者で構成する「学社融合推進委員会」を核に情報を共有し、双方にメリットが生まれるよう、互いに学習プログラムを提供、活用しながら事業の推進に取り組んでまいります。

次に、青少年対策につきましては、家庭教育や子供会、PTAなど地域活動を支援するとともに、学校・家庭・地域との連携を密にし、青少年の健全育成に取り組んでまいります。また、8月には、薬剤師会との共催により「夜回り先生講演会」を開催するほか、青少年指導センターの巡回指導を強化するなど、非行防止に努めてまいります。

オープン3年目を迎える生涯学習情報センター「いぶき」につきましては、だれもが気軽に集い、安らぎ、学ぶことのできる施設として、さらなる利用促進に努めるとともに、絵画や写真、版画等の作品展示会を行う「いぶきギャラリー」を充実するほか、各種イベント開催等に取り組んでまいります。

次に、公民館事業につきましては、いつでも、どこでも、だれもが生涯にわたり、より豊かな人生を送るための自主的学習や相互学習の機会を提供する「マイプラン・マイスタディ」や「公民館セミナー事業」等を実施してまいります。また、各世代におけるネットワークづくりの形成と生涯各期における学習を推進していくために、高齢者学習や青年自主企画事業、更には女性自主企画事業に取り組むとともに、子ども会育成連絡協議会との連携を図りながら、わんぱくフェスティバルやリーダー養成事業を推進するほか、5地区公民館がそれぞれの地区が求めているさまざまな学習活動を支援し、生涯学習を展開してまいります。

市民文化センターにつきましては、文化活動の拠点施設として、各種作品展示を初め、発表の場、交流の場としてその機能を生かしながら、市民の学習や活動の場の提供に努めてまいります。

また、あさひサンライズホールにつきましては、地域文化づくりの拠点として、その機能を十分に活用し、更なる文化・芸術の創造の場となるよう、各種活動を支援してまいります。

次に、図書館事業につきましては、現在地への移転開館以来、利用者は順調に伸びておりますが、この利用を更に伸長させるため、迅速かつ的確に資料や情報の提供ができるよう一層の充実を図り、時代に即応した図書館運営に努めてまいります。また、親子に本の楽しさを伝える「ブックスタート事業」や「読書感想文コンクール」「読み聞かせ会」などを通じて子供の読書を推進するとともに、人形劇や映画会などさまざまな催しを通し、幼児期から図書館に親しむ環境づくりに努めてまいります。昨年から取り組んでおります図書館ボランティアにつきましては、業務内容に理解を深めていただく研修活動を充実し、利用者の視点からの図書館づくりを推進してまいります。

次に、博物館事業につきましては、収集資料の整理、保存、調査研究などの機能の充実に努めるほか、教育普及活動として自然観察や体験学習活動等の実施と博物館報告書の発刊に取り

組んでまいります。また、青少年活動促進事業といたしまして、アウトドア体験や親子収穫体験などの事業に取り組むほか、特別企画展として「松浦武四郎展」や「ヨーロッパの秀作版画展」などを開催してまいります。

更に、朝日郷土資料室につきましては、市民参加による「智恵の蔵運営委員会」の活動を支援し、郷土の歴史や生活文化等の調査を通して資料の整備充実を図りながら、展示活動を行ってまいります。

次に、つくも青少年の家事業といたしましては、青少年の健全な育成を目的として、宿泊及び日帰りの研修を積極的に受け入れ、自然との触れ合いを中心にしたさまざまな体験活動を進めてまいります。また、社会教育施設としての機能を生かし、青少年から高齢者に至るまでの幅広い利用の促進に努めるとともに、研修プログラムの提供など、利用者へのサービス向上を図ってまいります。

第3に、市民スポーツの推進であります。

スポーツは、人生をより豊かにし充実したものとするとともに、地域社会の形成や心身の健全な発達に必要不可欠であり、スポーツに親しむことは極めて大きな意義を有しております。本市におきましては、市内4地区の総合型地域スポーツクラブが市民の多様なニーズにこたえ、子供から高齢者まで各地区の特色を生かした事業を展開しており、更に朝日地区でのクラブ設立を目指してまいります。また、各学校との一層の連携を図り、子供たちに学校外でのスポーツ活動の機会を積極的に提供するなど、生涯にわたりスポーツになれ親しむ環境づくりに努めてまいります。スポーツ振興計画につきましては、昨年度に策定委員会を立ち上げ、市民アンケート調査などを実施してきましたが、これらの結果をもとに本年度策定してまいります。

総合体育館につきましては、これまで段階的な管理委託を進めてまいりましたが、本年度から全面的な委託に移行し、効率的な体育館運営に努めるとともに、スポーツ団体やスポーツ指導委員との一層の連携を図りながら、市民スポーツの拠点として各種事業を展開してまいります。

また、土別市体育協会は本市スポーツ振興の核としての機能を担っておりますが、生涯スポーツの普及とともに、競技力の向上など住民ニーズは一層高まっており、これらに対応するため組織強化を支援してまいります。

次に、体育施設の整備についてであります。体育館につきましては、本年度は暖房施設の更新を行うほか、今後、年次計画的に改修整備を実施してまいります。更に、不動大橋・剣淵川パークゴルフ場に散水設備を設置するほか、ふどうテニスコートや陸上競技場等の改修に努めてまいります。

「スポーツ合宿の里」づくりににつきましては、陸上競技やスキー競技を中心とし、年間2万人を超える合宿の受け入れを行っており、交流人口の拡大と地域経済の活性化に寄与しているところであります。特に8月に開催される世界陸上大阪大会の直前合宿地として100名を超えるドイツ、スイスの選手団を迎えることになっており、その受け入れに万全を期すとともに、

引き続き招致活動に努めてまいります。

また、合宿の里土別推進協議会との連携のもとに、市民交流会を初め合宿チームによる陸上教室の開催など、合宿の里ならではの事業を実施してまいります。

更に、本市最大の夏季スポーツイベントであります「ハーフマラソン大会」を初め、例年実施いたしております「オリンピックデーラン」や「ディスタンスチャレンジ土別大会」などの成功に向け、各関係機関・団体等との連携を図りながら進めてまいります。

以上、教育行政の執行に関する所信と基本方針につきまして申し上げましたが、今後とも生涯学習社会の実現に向けて、学校、家庭、地域社会が一体となり、更に朝日町特例区事業とも連携を深めながら、教育委員会が一丸となって努力する所存でございますので、市議会議員を初め市民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

ありがとうございました。（降壇）

議長（岡田久俊君） 次に、平成19年度各会計予算並びに関連提出議案の説明を求めます。相山助役。

助役（相山愼二君）（登壇） ただいま議題となりました議案第3号から議案第19号まで、平成19年度土別市一般会計予算案外各特別会計及び企業会計予算案並びに予算案に関連いたします案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第3号 土別市一般会計予算から議案第15号 市立土別総合病院事業会計予算についてまで御説明申し上げます。

我が国の経済は戦後最長の回復期間とされる中で、地域間で格差が見られ、本市においてはその実感がない状況にあります。自主財源の柱となる市税においては、所得税からの税源移譲により増収となるものの実質的な増収とはならず、加えて、地方交付税は新型交付税の導入の影響などから減額の見込みにあるなど、歳入確保は大変厳しい状況にあります。

こうした中で、社会保障費の増加、地域医療を取り巻く環境の変化、更には新たな自治体再生制度の整備が進められるなど、地方自治体の財政運営は大きな変革期を迎えているところであります。

このようなことから、平成19年度の予算編成に当たりましては、昨年5月に策定いたしました行財政改革大綱・実施計画及び財政健全化計画を基本に、徹底した経費の節減に努めるとともに職員給与費の削減などにより、財源の確保を図ったところでありますが、なお不足する財源においては基金からの繰り入れなどにより補てんし、収支の均衡を図ったところであります。

この結果、予算の総額は、一般会計149億2,870万7,000円、特別会計96億7,254万9,000円、企業会計54億950万7,000円、計300億1,076万3,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計では9.3%の減、特別会計で3.7%の増、企業会計では11.5%の減となり、総額で対前年比マイナス5.9%となったところでありますが、18年度予算に計上した合併振興基金積立金11億円を除いた比較では、一般会計で2.8%の減、総額で2.5%の減となったところであります。

次に、予算編成に当たり特に留意した事項及びその主なる内容について、一般会計の歳出から順次御説明申し上げます。

まず、総務費であります。一般行政経費を初め情報管理事業費、新たなまちづくりに向けた総合計画策定経費、人づくり・まちづくり推進事業費、朝日町史発行経費、自治会活動費、朝日町合併特例区で実施する事業に係る交付金などのほか、独立行政法人産業技術総合開発機構の補助を活用し、バイオマス、風力、太陽光、雪氷熱など新たなエネルギーの導入の可能性について調査する新エネルギービジョンを策定する事業費など、合わせて8億3,399万円を計上いたしました。

次に、民生費であります。福祉施策につきましては可能な限り現行制度の維持に努め、福祉活動推進費、公共施設のバリアフリー化推進費、身体・知的障害者に対する支援費、高齢者生きがい対策及び福祉対策費、医療助成費、桜丘荘費などのほか、社会福祉法人朝日福祉会が平成20年度に増床を予定している特別養護老人ホーム「美土里ハイツ」の実施設計に対する助成など、合わせて社会福祉費で16億4,189万5,000円を計上し、児童福祉費では、へき地保育所の管理運営委託料、児童手当等支給費、乳幼児の医療助成費、保育所の運営に要する経費のほか、新たにひとり親家庭等に対する小児科診療時間外受診交通費支援費を計上し、5億5,573万1,000円、生活保護費の4億3,885万4,000円を合わせて、民生費で26億3,648万円を計上いたしました。

次に、衛生費につきましては、保健衛生費で疾病予防対策費、母子・成人保健対策費、基本健康診査事業、がん検診事業費、火葬場及び墓地の管理費などのほか、水道事業会計並びに市立総合病院事業会計に対する補助金などを計上し、清掃費では、粗大ごみの適正処理対策を初めとするじんかい収集処理経費のほか、廃棄物減量化・再利用推進事業費や最終処分場の施設管理費及び整備費など、合わせて10億5,080万円を計上いたしました。

次に、労働費についてであります。勤労者及び高齢者の生活安定と雇用の促進を図るため、中小企業勤労者福祉推進費、高齢者労働能力活用費、勤労者センター管理費などで、4,444万9,000円を計上いたしました。

次に、農林水産業費について申し上げます。

本市の農業行政は、国際化の著しい進展に加え品目横断的経営安定対策の本格的な実施など、極めて大きな変革期にある現状を踏まえ、農業応援アドバイザーの協力を得る中での農業・農村活性化計画策定事業を初め、農業・農村担い手支援事業費、甜菜等の安定的な生産振興を図るための寒冷地作物の生産性向上促進事業費、中山間地域等直接支払交付金事業、各種制度資金に対する利子助成費などを農業振興対策費として計上したほか、農業生産基盤の整備対策として道営による農業農村整備事業費、21年度からの着工に向けた国営農地再編整備推進事業費などを計上いたしましたところあります。

また、畜産の振興につきましては、畜産担い手育成総合整備事業、酪農ヘルパー助成費、制度資金に対する利子補給費等のほか、新たにバイオマスを活用した堆肥化施設の整備に向け基

本構想・計画の策定経費を計上するとともに、羊肉のブランド化、販路開拓を目指した羊肉通年出荷体制確立事業、広域生産体制、北海道産ブランド羊肉としての地位の確立に努める生産基盤確立推進事業の展開によるサフォークめん羊の振興費など、農業費で7億4,200万9,000円を計上いたしました。

林業費につきましては、森林の適切な整備を図るため、21世紀北の森づくり推進事業費、森林環境保全整備事業費、公団分収造林事業費など、6,919万2,000円を計上し、水産振興費57万3,000円を合わせ、農林水産業費全体で8億1,177万4,000円を計上いたしましたところであります。

次に、商工費であります。商店街を初めとする中小企業の厳しい状況を踏まえ、中小企業振興条例に基づく各種支援費、商店街の活性化対策費、「ラブ土別・バイ土別運動」の推進を図るための経費、商工会議所が主体となって実施する地域振興券発行事業への助成のほか、企業立地関係では、企業立地促進条例に基づく助成措置を講じ、観光関係では、サフォークオリジナル料理の一層の普及拡大と加工品の商品開発を推進し、本市の特産品としてサフォークランド土別を更に道内外に広めるため新たにサフォーク特産品商品開発事業費を計上したほか、各種イベントの推進とともに、羊と雲の丘観光施設、岩尾内観光施設を初めとする各種施設管理費及び消費経済費と合わせて、商工費で3億8,666万2,000円を計上いたしました。

次に、土木費につきましては、道路・流雪溝等の維持管理費を初め道路新設改良費では、道路網の整備を単独事業及び道路交付金事業で11路線を実施するとともに、橋梁新設改良費では川南上土別街道線大和橋のかけかえに係る実施設計費を計上するなど、道路橋梁費で5億415万6,000円を計上いたしました。

都市計画費では、東大通り・若葉通り改良事業を継続して実施するほか、ふどう公園ランニングコースの整備費、公共下水道事業特別会計繰出金など合わせて6億230万1,000円を計上するとともに、住宅費では、18、19年度の2カ年で実施している市営住宅北部団地D棟の建設事業費などで4億1,497万8,000円を計上し、土木費全体で15億7,564万2,000円を計上いたしましたところであります。

次に、消防費であります。土別市地方消防事務組合負担金のほか、河川防災ステーションの維持管理費などで、6億1,825万9,000円を計上いたしました。

次に、教育費について申し上げます。

まず、教育総務費では、学習振興費、遠距離通学費、就学援助費及び幼稚園就園奨励費のほか、情報処理教育推進事業に係る土別南中学校パソコン教室機器更新費など1億4,955万9,000円を計上し、小・中学校費では2カ年で実施している糸魚小学校建設事業のほか、多寄中学校との併設による改築を検討している多寄小学校の耐力度調査費、校内の化学物質検査経費、学校管理経費など、合わせて8億8,835万円を計上するとともに、高等学校費で1,547万5,000円を計上いたしましたところであります。

社会教育費につきましては、文化振興事業費、社会教育推進事業費、公民館活動費、図書館図書整備費、サンライズホールを初めとする各種社会教育施設管理費のほか、土別市指定文化

財の屯田兵屋改修復元事業費など、合わせて2億1,204万7,000円を計上し、保健体育費では、総合型地域スポーツクラブ推進事業、スポーツ合宿招致対策事業費、ハーフマラソン大会などの各種スポーツ大会開催経費のほか、本年8月に開催される世界陸上大阪大会出場のドイツ・スイス陸連の直前合宿受け入れ事業費を計上するとともに、老朽化している総合体育館暖房設備改修費を計上し、各種スポーツ施設及び学校給食センターの管理費などを合わせ、2億9,191万6,000円を計上し、教育費全体で15億5,734万7,000円を計上いたしました。

次に、公債費につきましては、地方債の償還元金、利子のほか、一時借入金利子などを合わせて、24億6,097万8,000円を計上いたしました。

次に、職員費では、財政健全化計画などに基づき、19年度から4年間の措置として一般職職員の基本給を5%削減するほか、期末勤勉手当の役職加算廃止、期末手当0.3カ月及び管理職手当の一部削減など、平均7.4%減額となる独自削減措置を講じ、前年比6.6%減の28億975万7,000円を計上いたし、予備費につきましては500万円を計上いたしたところであります。

次に、歳入の主なるものについて御説明申し上げます。

まず、市民税につきましては、税源移譲による約1億6,000万円の増加及び18年度の決算状況から推計し、個人・法人を合わせて35.3%増の9億8,991万3,000円を計上いたし、固定資産税につきましても決算状況を考慮して10億5,061万9,000円を計上したほか、市たばこ税、都市計画税などを合わせて、市税総額を23億8,116万7,000円といたしたところであります。

次に、地方譲与税については、市民税の税源移譲に伴い所得譲与税が廃止されることから、1億6,700万円減の3億3,800万円と見込み、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び地方特例交付金につきましては、国の予算並びに地方財政計画の収入見込み額を勘案し、4億2,550万円を計上いたしました。

次に、地方交付税についてであります。地方財政対策における伸び率、合併による支援措置及び新型交付税の導入による影響などを考慮し、普通交付税につきましては60億394万7,000円と見込み、特別交付税の6億5,000万円を合わせて、2.9%減の66億5,394万7,000円を計上し、交通安全対策特別交付金600万円、分担金及び負担金1億1,112万7,000円、使用料及び手数料については3億3,689万2,000円を計上いたしたところであります。

次に、国庫支出金では、各事業との関係から12億2,479万2,000円、道支出金では7億953万5,000円を計上し、財産収入では、市有財産の貸付収入のほか市有林間伐材の売払収入などで5,452万円を見込み、繰入金につきましては、財政調整基金1億3,000万円のほか、地域福祉基金、公共施設整備基金などの取り崩しを予定し、基金全体で2億7,862万1,000円を計上いたしました。

次に、諸収入につきましては、各種貸付金の元利収入など、合わせて8億4,400万3,000円を計上し、市債では、歳出予算に計上した投資事業の財源として10億7,060万円のほか、臨時財政対策債などを合わせて、全体で15億6,460万円を計上いたしたところであります。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、特別会計の歳出予算であります。診療施設特別会計につきましては、上土別、多寄の2 医院の運営経費で2,353万2,000円を計上し、国民健康保険事業特別会計につきましては、療養給付費及び高額療養費など保険給付費で19億4,576万8,000円、老人保健拠出金4億5,057万円、共同事業拠出金3億4,712万1,000円のほか、新たに生活習慣病の一次予防を柱として健康増進を図り、将来の医療費の抑制に努めるヘルスアップ事業など、合わせて29億8,652万8,000円を計上いたしましたところであります。

また、老人保健特別会計では、医療給付費及び事務経費を合わせて33億6,552万2,000円を計上いたしました。

次に、介護保険事業についてであります。介護保険事業特別会計では、居宅介護サービスや介護老人福祉施設入所者に係る保険給付費のほか、地域支援事業費などを合わせて15億6,591万6,000円を計上し、介護サービス事業特別会計につきましては、コスモス苑、桜丘及びコスモスデイサービスセンター、短期入所生活介護事業費のほか、新たに桜丘荘の外部サービス利用型特定施設への移行に伴う生活介護事業費などを合わせて、3億5,881万7,000円を計上いたしました。

また、地方卸売市場事業特別会計につきましては、市場管理費と公債費を合わせて3,836万2,000円を計上し、簡易水道事業特別会計では、統合簡易水道整備事業費などのほか、土別地区、朝日地区に係る簡易水道の維持管理事業費などで2億7,903万4,000円を計上いたしました。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、合流改善のため污水管の布設に着手し、管渠新設などの下水道施設整備費、下水処理場管理費のほか、朝日地区に係る特定環境保全下水道事業費などを合わせて8億7,614万9,000円を計上するとともに、農業集落排水事業特別会計では、農業集落排水施設費、個別排水処理施設費など、合わせて1億7,461万8,000万円を計上したほか、工業用水道事業特別会計につきましては、岩尾内ダムの維持管理負担金などで407万1,000円を計上したところであります。

なお、これら特別会計に対する財源といたしましては、それぞれ一般財源及び国・道支出金、市債等の特定財源を充てたほか、不足する財源につきましては、一般会計からの繰入金をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

まず、水道事業会計であります。19年度の業務量を給水戸数7,600戸、年間総給水量を222万4,000立方メートルと推計した結果、収益的収支につきましては、収入3億4,497万4,000円、支出3億4,728万9,000円、不足額231万5,000円、資本的収支では、収入1億267万5,000円、支出1億7,324万4,000円、不足額7,056万9,000円となった次第であります。

以下、その主なる内容について御説明申し上げます。

まず、収益的収入であります。営業収益では、給水収益のほか受託工事収益など合わせて3億2,757万7,000円を計上し、営業外収益では、一般会計繰入金など1,737万7,000円を計上し

たしました。また、収益的支出では、営業費用で2億9,756万8,000万円を計上し、営業外費用では4,849万6,000円を計上したところであります。

次に、資本的支出であります。東山浄水場改良費などのほか、企業債償還金を合わせて1億7,324万4,000円を計上いたしました。これに対する資本的収入といたしましては、建設改良に伴う企業債及び工事負担金など、合わせて1億267万5,000円を計上いたしましたが、不足する額につきましては、損益勘定留保資金などをもって補てんいたすものであります。

次に、市立土別総合病院事業会計について申し上げます。

医療を取り巻く厳しい環境を踏まえ、安全で良質な医療の提供と効率的で健全な病院経営を目指して病院経営計画を策定したところであります。この着実な推進を図る中で、19年度の事業量は、年間患者数を入院で7万7,592人、外来で20万4,960人と推計した結果、収益的収支につきましては、収入44億3,802万2,000円、支出45億656万7,000円、不足額6,854万5,000円、資本的収支では、収入2億4,994万1,000円、支出3億8,240万7,000円、不足額1億3,246万6,000円となった次第であります。

以下、その主なる内容について御説明申し上げます。

まず、収益的収入であります。医業収益については、入院・外来を合わせて41億5,177万8,000円を計上し、医業外収益では、一般会計からの補助金などで2億8,624万2,000円を計上いたしました。収益的支出では、医業費用について43億3,422万円を計上し、医業外費用では、企業債償還利息などで1億5,807万4,000円を計上いたしたところであります。

次に、資本的支出であります。医療機器の整備費、企業債償還金などを合わせて2億4,994万1,000円を計上し、これに対する資本的収入といたしましては、企業債並びに一般会計からの繰入金などを合わせて3億8,240万7,000円を計上いたしましたが、不足する額につきましては、損益勘定留保資金により補てんいたすものであります。

次に、予算に関連いたします議案について、順次御説明申し上げます。

まず、議案第16号 土別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。新たな給与制度の導入に伴い、職員の給料の昇給日が毎年1月1日となることから、育児休業等取得者の復職時の給料の調整を実施するため、所要の改正をいたそうとするものであります。

次に、議案第17号 土別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与構造改革を踏まえ、新給料表を導入し、新たな給与制度の構築を図るもので、あわせて行政職給料表の適用者に対し、本年4月1日から4年間、給料を5%、6月期末手当を0.15月分、12月期末手当を0.15月分及び管理職手当の一部減を図るとともに、期末勤勉手当の加算廃止のため、所要の改正をいたそうとするものであります。

次に、議案第18号 土別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。桜丘荘の夜間及び深夜時間帯の勤務形態が宿直体制から夜勤体制へ変更となることに伴い、夜勤業務に対して夜間介護手当支給のため、所要の改正をいたそうとするも



のであります。

次に、議案第19号 土別市介護保険総合条例の一部を改正する条例についてであります。平成18年4月の介護保険法及び老人福祉法の改正により、養護老人ホームが介護保険施設として運営できることとされたため、桜丘荘を特定施設事業所とするための改正と、法施行時、障害者等のホームヘルプサービス利用料軽減制度を平成19年度に限り負担割合を6%として実施し、新たに障害者自立支援法による軽減者を対象とするための改正並びに生活保護受給者が自立支援ホームヘルプサービス及び生活支援ショートステイを利用する場合の利用料を減免する規定を設けるとともに、老人日常生活用具給付事業及び介護手当支給事業を廃止するための改正をいたそうとするものであります。

以上、平成19年度土別市一般会計予算案外各特別会計及び企業会計予算案並びに予算案に関連いたします案件につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号 平成19年度土別市一般会計予算案外16案件を審査するため、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第19号までの17案件は、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 引き続き、予算審査特別委員会正副委員長の選任を行います。

この選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、正副委員長の御指名を申し上げます。

予算審査特別委員会委員長に遠山昭二議員、副委員長に伊藤隆雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名したとおり選任いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時54分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

相山助役。

助役（相山慎二君）（登壇） 先ほど私が御説明申し上げました提案内容の中で、皆さんの資料でいきますと11ページになるわけでありましてけれども、11ページの下3行目からの関係で、資本的支出であります、合わせて2億4,994万1,000円、その下に次ページにかけて、資本的収入で3億8,240万7,000円というように申し上げましたけれども、この数字が逆になっておりましたので訂正をさせていただきたいと思っております。それらに係りましては、既に差しかえていただくように議員の皆様にはお渡しをしておりますので、よろしく願い申し上げます。

更には、市政執行方針及び教育行政方針において一部読み誤りの箇所がございましたけれども、お渡ししてあります方針のとおりでありますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと存じます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、議案第20号 士別市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例について及び議案第21号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第20号 士別市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例について及び議案第21号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、一括してその概要を御説明申し上げます。

本議案につきましては、昨年6月に公布されました学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、本年4月から「特殊教育」が「特別支援教育」に、「盲学校、ろう学校、養護学校」が「特別支援学校」に改正されますことから、所要の文言について改正をいたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号及び議案第21号の2案件は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第4、議案第22号 士別市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第22号 土別市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について、その内容を御説明申し上げます。

今回の改正は、昨年12月8日に公布されました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、結核予防法が平成19年4月1日をもって廃止されることに伴い、本条例中の関係部分の文言を削除いたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第5、議案第24号 土別地方消防事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第24号 土別地方消防事務組合理約の一部を変更する規約について、その概要を御説明申し上げます。

本議案につきましては、昨年6月に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本年4月から市町村の「助役」及び「収入役」がそれぞれ「副市町村長」と「会計管理者」に改正されますことから、土別地方消防事務組合理約における関係する文言について改正いたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第6、議案第25号 上川教育研修センター組合規約の一部を変更する規約についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第25号 上川教育研修センター組合規約の一部を変更する規約について、その概要を御説明申し上げます。

本議案につきましては、さきに議決をいただきました議案と同じく、昨年6月に公布された地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本年4月から市町村の「助役」及び「収入役」がそれぞれ「副市町村長」と「会計管理者」に改正されることから、上川教育研修センター組合規約における関係する文言について改正いたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第7、議案第26号 工事請負変更契約の締結についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第26号 工事請負変更契約の締結について、その概要を御説明申し上げます。

系魚小学校改築建築主体工事につきましては、平成18年6月23日、議会の議決を得て工事請負契約を締結いたしましたところでありますが、この建築物につきましては、屋根下地部分に木の集成材と鉄筋コンクリート及び鉄骨づくりが混在する特殊な構造となっているため、将来的な維持保全と安全性を考慮し検討を行った結果、当初設計の防水工法と比較をし、耐火性能、断熱性能及び防水性能の向上が図られる工法への変更が必要であると判断し、工事請負金額を1,404万9,000円増額し、8億154万9,000円で請負業者である田中工業・鈴木建設・朝日工業特定建設工事共同企業体と工事請負変更契約を締結いたそうとするものであります。

この契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び士別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求める次第であります。

どうかよろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

16番(斉藤 昇君) 今提案説明がございましたけれども、この学校の建築工事の設計なんかにかかわっては専門のコンサルを頼んでやっているわけですね。そうしますと、設計の段階で、こういうことがなぜわからなかったのか。設計ではそれでいいとして設計し、そしていわば見積もりもそういうふうにして請負契約を締結したのではなかったのか。その点では、こういうふうになってから1,400万に上る補正を出してくるといのは、初めの設計にミスがあったのかどうか。この点なんかも含めてどうお考えになっているのか、この際、承っておきたいと思うんです。

議長(岡田久俊君) 土岐建築課長。

建築課長(土岐浩二君) 当初の設計にミスがあったのかというお尋ねでございますが、今回の防水につきましては、アスファルト防水の露出タイプということで仕様といたしましては共通仕様書のD1という工法でですね、設計をいたしておりました。この工法につきましては、アスファルト防水の絶縁工法でございます、通常の鉄筋コンクリート、スラブコンクリートの上ですね、防水を施すタイプとしては標準的な設計というふうになっております。

今回の糸魚小学校の建物につきましては、提案説明にもございましたように木の集成材を多用している部分であるとか、鉄骨と集成材の混合の構造物となっております、スラブコンクリートを打っていない部分も多くございます。そういう意味では、当初の設計で完全なミスというふうに思っているわけではございませんが、特殊工法ということもあって、設計者と施工者、あるいは市とも現場が進む段階で詳細について点検をしながら行ってきた結果ですね、やはりもう1ランク上げて防水性の外断熱タイプにした方がいいということ、それから耐火性能もですね、コンクリートスラブを打っていない部分については二重の耐火、下地といたしますか、そういうものにして強化を図ろうということで判断をしたところでございます。

以上です。

議長(岡田久俊君) 他に御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第8、議案第27号 平成18年度土別市一般会計補正予算(第8号)、議案第28号 平成18年度土別市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)及び議案第29号 平成18年度市立土別総合病院事業会計補正予算(第1号)、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第27号 平成18年度土別市一般会計補正予算（第8号）、議案第28号 平成18年度土別市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第29号 平成18年度市立土別総合病院事業会計補正予算（第1号）について関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入歳出予算の補正についてであります。歳出につきましては、民生費では、介護保険事業特別会計の補正に伴う繰出金910万5,000円を計上いたしましたほか、養護老人ホーム桜丘荘において19年度から予定している外部サービス利用型特定施設への移行のための準備として、国の補助金を活用して介護保険請求事務の管理システム及び介護用ベッドなどの整備費302万5,000円を計上いたしました。

次に、衛生費では、病院事業に対して平成10年度以降、繰り出し基準に基づく繰出金に加え収支不足について補助いたしておりましたが、経営努力により収支状況が改善の見込みにあったことから、平成16年度末の不良債務について一般会計からの補助がなくても解消できるものとの判断をいたしたところであります。しかしながら、医療環境の変化から、平成19年度から10年間の病院経営計画を策定し健全経営を図ることといたしましたが、病院の経営努力だけでは解消できない状況となったことから、この不良債務額について今回補助することとし、病院事業会計に対する補助金として5,869万4,000円を計上いたしました。

次に、商工費では、中小企業振興条例に基づく雇用奨励促進助成金60万円を計上いたすとともに、教育費では土別中学校グラウンド及びテニスコートなどの整備事業につきましては、19年度当初予算で計上を予定しておりましたが、国の補正予算措置との関係から平成18年度補正予算で対応を図ることとし、8,349万6,000円を計上いたしたところであります。

なお、これらに要する財源としては、国・道支出金、地方債の特定財源のほかに、地方交付税をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、繰越明許費の補正につきましては、既に議決をいただいております戸籍システム導入事業及び土別中学校建設事業については実施時期との関係から、経営体育成基盤整備事業、水田農業振興緊急整備事業及び地域水田農業支援緊急整備事業については農家の営農計画との関連から、事業費を翌年度へ繰り越す所要の措置を講ずるものであります。

次に、債務負担行為の追加につきましては、平成15年度から18年度までの事業として債務負担行為により実施をしておりました畜産担い手育成総合整備事業について、合併により朝日地区を計画区域に含めた中で飼料基盤の樹立を図るため、1年延長し装置の整備を図るほか、道路新設改良事業費で3路線、生活環境施設整備事業費で1地区の合わせて3,870万円について、ゼロ市債事業として早期発注により市内経済活性化を図るための措置を講ずるためのものであり、地方債の追加につきましては、歳出予算との関連から所要の措置をいたした次第であります。

次に、介護保険事業特別会計についてであります。医療制度改革に伴う保険料特別徴収及

び高額医療、高額介護合算制度に対応するための電算処理システムの改修委託料及び電算機器購入費として369万7,000円を計上するとともに、高齢者共同住宅入居者の在宅サービス及び認知症対応型共同生活介護利用者の増加などから、これらに係る保険給付費5,048万6,000円を計上いたしたところであります。

なお、これらに要する財源といたしましては、国・道支出金、支払基金交付金などの特定財源のほか、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、市立土別総合病院事業会計についてであります。一般会計からの補助金5,869万4,000円について、所要の予算措置を講じた次第であります。

以上、今回の補正の概要を一括して御説明申し上げましたが、どうかよろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 一般会計の補正のところ、民生費の桜丘荘の特定施設開設準備事業についてお聞きしたいと思います。

これは、あくまでも特定施設を開設するための準備ということですので300万円ぐらいというふうに計上していますが、議案の19号においては条例の改正案ということで、このことに関して提案されていますし、予算案の中にも本格的にもう開設するための予算が計上されておりますので、詳しいことは予算審議のときにもう一度お聞きしたいなと思っておりますが、今ちょっと何点かだけお聞きしておきたいと思えます。

まず、この特定施設を開設するという、これは18年4月に介護保険法が変わって、桜丘荘のような養護老人ホームもこういう介護サービスのできる施設になったということでの開設ということだと思えますけれども、そこに至った、開設しようと、桜丘荘をそういうふうに変えようというふう考えた基本的な考え方というのを、ひとつお聞かせ願いたいと思えます。と同時に、今現実には桜丘荘の入居者の方々の中で、介護認定を受けている方は全体でどれぐらいいらっしゃるのか。また、その介護度というのはどのようなものなのか。要介護5とか、そういう方がいるのかどうかというようなこと。それからまた、実際に介護サービスというものを受けているのか、どのような種類のものを受けているのかどうかというようなこと、そんなことも含めてですね、今回この特定施設開設に至った考え方というのをお聞かせ願いたいと思えます。

議長（岡田久俊君） 神田桜丘荘所長。

桜丘荘所長（神田裕教君） お答えいたします。

まず、現在の桜丘荘の要介護者の数でございますけれども、特定施設を開設しますと、その特定施設の入所対象者は要支援1から要介護度5までということになりますので、現状で申し上げますと、その数でございますが、まず総計で19人でございます。要支援1の方が7名、要支援2の方が2名、経過的要介護の方が1名、要介護1の方が6名、要介護2の方が1名、要

介護3の方が2名の計19名で、要介護4、この方については現在は入所しておりません。

2つ目のなぜ特定施設へ移行するのか、その考え方ということでございますけれども、考え方につきましては、介護保険制度も改正になりまして、養護老人ホームは基本的には措置制度での運営でございますが、介護保険制度も導入できるようになりました。桜丘荘も高齢化に伴いまして、平均年齢が83歳となっております。したがって、年々要介護者が増加することが予想されます。要介護になり介護サービスが必要になりますと、今までは人員配置基準などの面から、特別養護老人ホームなどへの施設がえの必要性も生じておりましたが、特定施設の指定になりますと、介護サービスが必要になった入所者の方はですね、外部のヘルパーステーションなどからの入浴だとか排せつだとか、そういう介護サービスを受けることができるようになるということから、住みなれた施設でより長くですね、生活することができるという利点がありますことから、特定施設へ移行するというところでございます。

以上です。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 移行することによって入居者の方々への利益というもの、今おっしゃられたと思うんですが、デメリットというのはないんですか。そこら辺のところ、教えてください。

議長（岡田久俊君） 神田所長。

桜丘荘所長（神田裕教君） 特定施設になりますと入所者へのデメリットはないのでしょうかということなんですが、メリットはですね、今申し上げましたように、より長く住みなれた施設で生活できると、介護サービスを受けながらですね、外部のヘルパーステーションとか、そういう利点があります。

デメリットはですね、介護サービスを受けますと入所者が1割の一部負担金が発生します。これは居宅でも同じことですが、そういう一部負担金、1割の一部負担金が発生します。これにつきましては、介護サービスを受けた入所者が桜丘荘の方へ支払うと、桜丘荘はそれを受けるということでございますけれども、この一部負担金につきましては、措置制度の中で介護サービス利用者負担加算制度というのがございまして、入所者のですね、収入の割合に応じて、収入といっても年金しかございせんけれども、その収入の割合に応じてですね、一定の措置費からの負担加算制度がございまして、この階層がですね、1から39階層まで分かれておまして、1階層は収入の程度で言えば収入が27万円以下という方なんですけれども、この方については実は100%措置費から負担がされると。2から22階層、22階層といいますが76万なんですけれども、この方たちにつきましても99%措置費から負担加算がされるということでございますので、一端は桜丘荘に一部負担金を払うんですけれども、後日、そういう入所者への措置費からの負担がございまして、現実にはそれほどですね、負担が入所者については、介護サービスを受けて一部負担金がかかっても負担がかからない、より使いやすいですね、利用しやすい制度でないかなと思います。

桜丘荘に入所されている方はですね、ある程度低所得者の方が多いわけですので、ほとんどこ



の76万、国民年金でいいますと大体80万ぐらいなんですけれども、これの方がほとんど該当するという状態になっておりますので、特定施設を開設し一部負担金を支払っても使いやすいのかなと、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（岡田久俊君） ほかに御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君） 市立病院に対する新たな繰り出し5,869万4,000円。今の提案説明の中では、16年末の不良債務が発生したのを繰り入れするんだということでございますけれども、そうしますと17年度の不良債務は残しておくということになるんでございますけれども、この額は幾らぐらいになるんですか。

議長（岡田久俊君） 藤森市立病院事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） お答えをいたします。

ただいまお話のありました17年度で単独で出た不良債務というのは、2億6,956万5,000円ということであります。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） そうすると、おおむね2億7,000万。それから、18年度の決算見込みの関係でいきますと、運営審議会のときの報道によりますと、大体12月末ぐらいまでに18年度の決算では2億5,000万ぐらいの赤字になるだろうと。しかし、これは12月末の見込みでございますから、この3月まで見通した今年の決算見込み、これは小児科なんかもう随分、4月からの体制を組んでいるわけでしょう、もう大体。体制組みに入っているから、子供たちだっ入院はさせないとかいろんなことやって、もう収入がやっぱり思ったより私は落ち込んでいるのではないかと、こう見るんだけれども、改めて18年度の決算についてはどの程度の見込みをしていらっしゃるだろう。2億5,000万という報道だったけれども、これよりも少なくなるのかどうか、この点はいかがでしょうか。

議長（岡田久俊君） 藤森局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） お答えをいたします。

先般、病院の審議委員会の中でそういうお話もさせていただきました。ただ非常に、今、斉藤議員が言われたとおりですね、本年、18年度におきましては、当初医者の数も減ったということで午前診療にしたりとか、それから当初、出張医になって眼科ですとか耳鼻科ですとか泌尿器科についても入院患者がいなくなったということ、大変今厳しい状況です。

実は、12月以降インフルエンザだ、風邪だとかいろいろはやって、例年はそこで結構収入が実は上がるというような状況にもあるわけなんですけれども、残念ながら、残念だと言ったら失礼なんですけれども、ただ、これは健康ですから非常にいいことなんですけれども、病院としてはですね。そういう患者が非常に今の時点では12月、1月に大きくそれで増えているという状況にもないということで、去年と比較してもやはり同時期と比較してもやはり非常に収益も落ちている。費用も落ちているんですけれども、それ以上に入院・外来ともに患者数も落ちておりま

すので収益が落ちているということです。私どもとしては今ここの2月、3月の状況がちょっと少し患者数も増えていますが、期待はしているところですが、やはり当初2億5,000万といった、それは非常に確保は難しいということで、もっと増える、3億を超えるのではないかと、今考えております。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 今、局長は3億を超えるのではないかと。そうしますと、もう5億7,000万、6億にも及ぶものが不良債務として残ることになります。それで、病院で健全化計画を立てましたけれども、この程度の、17年、18年で3億にしてみても5億7,000万、これらの解消計画もこの健全化の中にはのせているのかどうか、この点はいかがですか。

議長（岡田久俊君） 藤森局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） お答えをいたします。

当初ですね、やはり12月の議会でも御答弁をさせていただきましたけれども、18年度については3億程度の不良債務が出るだろうという予想を立ててですね、実はこの計画については18年度末で約6億を超す、大体6億ということでですね、実は不良債務があるということで、この19年以降の経営計画を立てているという状況であります。

以上であります。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 12月の時点でも一定の説明は受けたんですが、この病院の健全化計画がその後全職員の中でどういう討論がされ、そして新年度予算編成に向かって、どんな努力をされてきたのか、この点だけはちょっと伺っておきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 藤森局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） お答えをいたします。

当然、こういう計画はですね、病院については管理会議ということで毎週管理職を中心に、院長、副院長が入ってですね、会議を開いて、この中でまた一定説明しています。病院の運営委員会ということで、これは病院の管理職全員、看護職も含めて入って、それで病院の経営収支状況というのを必ず説明をしている状況にあります、四半期ごとですけれども。その中でですね、やはりこういう大変厳しい状況になっているというので、こういう計画を立てて10年の経営計画を行うということで、そういうことで説明をしておりますし、当然組合にもこういう厳しい状況ですので、こういう中身については説明して、やはり職員の協力を得なければ、なかなかこれは我々数字だけを動かしてもできるものではございませんので、そういうみんなの協力をさせていただきながらですね、こういう形の経営計画を進めていきたいということで、そういう対応をしているところであります。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） もう一点、この際伺っておきたいんですが、去る2月23日の北海道新聞の朝刊一面トップに、「小児科医死亡は過労死」ということが報道され、この報道には土

別の市立総合病院というふうには載っていないけれども、その後テレビでも放映されて、これはもう土別の市立病院がクローズアップされて映ったわけでございます。

そこで、こういう事態というのは私ども一切知らされてもないし、そういういわば、恐らく労働基準監督署からいろんな事情聴取も受けたり病院当局ではしてきたんだろうと、こう思うんだけど、あの北海道新聞の記事に載ったものは私は正確だと思うんだけど、この点について事務局長としてはどう判断しておられますか。

議長（岡田久俊君） 藤森局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） お答えをいたします。

新聞に出ている部分については、過労死、労災認定、月100時間のということであります。実際ですね、ドクターについては、小児科は特にどうしても夜間だとかそういうことで患者さんが来ることが多いわけで、そうするとやっぱり、たまたま当直医は整形の医者もあるいは外科の医者もいるということになるわけですが、やはり小児科のドクターの部分についてのやっぱり診断が必要だし、お母さんたちも、そういう保護者も望むというようなこともあって、どうしてもそういう呼び出しがあるということで、若干多くなるという部分は確かにあります。全体の中ですら、やはり、例えば病棟で8時過ぎぐらいまでいて、月20何日ぐらいとなると、実際は本当にどのドクターも、こんなこと言ったら怒られますけれども、100時間近いような、そういう超勤というか拘束も含めたですね、そういう業務体系になっていることは事実であります。

私どもとしては、後で私が会議でも説明しなければならぬと思うんですけども、そういう形の中で院長等も含めてですね、やはりそういう決して過酷なそういう労働条件をつくっていったというふうには思っていないけれども、結果的にはそういう先生の体調等もあってですね、うちのところから異動して6日目に富良野の病院で亡くなったという状況であります。ほかのドクターが、じゃ、それぐらいやっていないのかといたら、ほかのドクターも実はそれに近いような、救急医療をどうしてもうちはやらざるを得ないということがあるものですから、そういう状況になっているということです。ですから、新聞に出た100時間というのはすべてということでもないし、医師は3人はいたんですけども、ただ今言いましたように、一番若いドクターですので、どうしてもそういうコールの一番ということになると、どうしても多くなったということもあったんじゃないかというふうには思っております。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） お医者さんに対する労災認定というのは本当に珍しいというふうにも書かれておるんだけど、これは土別の市立病院、富良野に行ってから6日目だということだけど、やはり市立病院に勤務していたときのやっぱり期間が長いわけですから、そういう点では土別の市立病院の責任といいますか、これらについては今後どういうふうになっていくんでしょうか。

議長（岡田久俊君） 藤森局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） 責任ということですが、これはちょっといろんな部分があると思いますけれども、ただ先ほど言いましたように、例えばですね、これ労災ですので労災の認定になったということになれば当然これは国の方でそういう形で給付だとかいろんなものは全部していくというような形になります。

今も言いましたように病院としての今後の対応というのは、これは医者の部分ということで、こういう労働環境をいかに改善していくかというのが私どもの今後の一つの大きなやっていかなければならないということだと思いますけれども、ただ、いろいろな意味での部分ではですね、そういう形でまず労働環境、医者だけじゃなくて、やはりそういう形の中で病院全体で働く者の労働条件をいかによくしていくかという 　ただ非常に医者が減ってきているという中で、また救急医療もやらなければならぬという非常に難しいことがありますけれども、一つとしては先ほどお話ししましたけれども、内科医師が減ったことよっての午前診療にするだとか、そういうことで医師の労働時間の負担を何とか軽減させようと、いろんなことはやってきているわけですが、何せ今言いましたように、医者がだんだん減っていく中で、救急医療の部分については、やはりどうしても医者のそういう部分に頼らなければならぬ部分はまだ今後もあるのかなというふうには思っております。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 事務局長を初めお医者さんたちの胸中、私もわからんわけではないですよ。やっぱり患者がいれば人の命ですから、その命をやっぱりどうするんだということを含めて献身的にやっておられると思うんだけど、しかし、やはりこの労働環境といいますが、そういう過酷な労働になる。そういった実態もですね、やはりお医者さんを初めとする病院全体のものにしながら、そしてやっぱりお互いにカバーし合いながら 　だって病気になってお医者さん1人亡くなったら、それこそ大変なことですよ。それはやっぱり看護師さんにしたってそうだし、そういうところも本当に、職場環境や労働環境もそのところはやっぱり、そういう経験があって全体のものにしながらやっぱり進んでいく、そういうふうにはぜひ教訓にしながら進んでいくべきだと、こう思うんだけど、改めて答弁を求めておきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） この点については私から御答弁申し上げることにいたしますけれども、本当にお亡くなりになった小児科の先生についてはお気の毒なことであったというのがまず1点ございます。

それと、今ちょうど私も北海道医療対策協議会の委員として、また広域分科会の委員も務めている中で、ちょうど今、産婦人科の問題とですね、それから今、小児科医師の問題について議論が交わされていますけれども、本当に今医者がいないと。それで、この中で使っている言葉というのは、本当に限られた医療資源、人的資源ですね、これをいかにして、例えば今の動きとしては、もう既に大学当局もそういうシフトを敷きながら地域医療を守っていくという姿勢で動いていますけれども、大学当局にはもう本当に地方に出せる先生がむしろなくて、

せっかく地方に出している先生まで引きはがしてよそへ回すとかですね、大変な事態なんですね。それで、今センター病院をまず確実につくることと、それからサテライトがありますと。これは、例えばこの辺で言えば土別の市立病院ということになりますけれども。それとあわせて、そこに存在している一次医療になってくださっている開業医の先生方、こういう中でやっぱり一つの医療圏域をですね、しっかりやっぱりつくらなければならんということがまずここまで今きています。その中で限られた医療資源をどのように有効に、お互いに協調しながら地域間の連携をとって、システムを組んでネットワークを組むかということがこれからの最大の課題と。それから、医師が補充される時期というのは、このままの状態では北海道の中だけで解決するとなったら、もうこれは10年たってもまず昔に戻すことは不可能ではないだろうかと、こう言われております。

こうした中で、今私どもの病院が小児科の先生のお亡くなりになったことに関連して、うちの病院で亡くなったのではないんですけども、やはりそれは過労というものをずっと引きずっていたのではないかというふうなこと。ただ因果関係については、やはり過労プラスまた何かの誘発するような要因があったのかもしれませんけれども。その議論は別としてですね、大変今回テレビやなんかでも随分報道されて、私の家族、子供たちからも札幌から「お父さん何があったの」という心配の電話が殺到するぐらいだったんですけどね。私はあのテレビというのは、私はやっぱり国の立場の皆さん方、特に厚生労働省、それから政治家の皆さんもしっかり私は見たはずだと思うんですね。ですから、これはもう本当に捨ておけない北海道だけの問題ではもうないわけですし、大都会からまで今医師が、産科、小児科が不足してきているということで、これはよほど今までの在来のあり方を総点検して、即何か手を打たなかったらこんなことがしょっちゅう起きるのではないかと。私はそういった意味からすると、大きな警鐘を鳴らす意味からいっても、今回、むしろこういう報道があったことは、私はかえって逆に、うちでは困ったというんじゃないかと、これを盾にとって、私はやっぱり迫っていくことが必要だと、そう思っております。

それから、先般ですね、議長さんと上京した際に、私は総務省に行って、総務省の総務審議官といつもお会いしてくるものですから、今回も行って、例えばですね、今不良債務の件について斉藤 昇議員からお話があるいろいろありましたけれども、本当にこのままでいっちゃったら北海道の夕張の二の舞といえますか、債権団体に落ちる予備軍がぞろぞろと北海道にこれからあらわれますと。だから、連結決算というけれども、あの中に不良債務の病院の問題は、私はやっぱりこれ厚生労働省の大きな責任があると思うんですね。私は政治家はもっとそこら辺もひっ提げて、しっかりと厚生労働省のしりをたたいてもらいたいし、今すぐ布石は打てないわけですから、そういうものを着実に先に見えるようなことをやってもらいたいという意味では、私はやっぱり今回はそういうことをどンドン地方からですね、声を発信していかなければならん。そういう意味では、今回土別であったことというのは、むしろ逆にそれは教訓になるのではないかと、私はそう思っております。

亡くなった先生には本当にお気の毒なんですけれども、またちょっと議会中で私も行けなくてちょっと残念だと思うんですけども、北海道医療対策協議会の分科会がこの次あるんですけども、その中でやっぱりある程度の、今年の夏ぐらいまでにどういう、北海道が地域的に医療を分割して協調するネットワークを組むエリアを決めるかということまで、これからいよいよ入っていきこうとしている、前段で今いろんな問題を大学、北大から旭川医大から、札医から、あるいは道庁の役人からみんな入って、個人病院もやっているんですけども、なかなか決定が出ないんですよ。

そんなことで、我々も慎重にこれからそういう時代がもう来るんだということになれば、名寄、士別、それから開業医の先生方とどういうネットワークを組んで、この地域にいる方々の健康を守っていくのかということをお早急に声を上げて取り組んでいかなければならぬ、そんなふうにお思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号、議案第28号及び議案第29号の3案件は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第9、議案第30号 平成18年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第30号 平成18年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回歳出予算に追加をいたしますのは、医療制度改革に伴い、70歳未満の被保険者の入院時一部負担金に対するの限度額の適用などから電算システムの変更が生じ、これに伴う電算システム改修業務委託料及び国保連合会共同電算処理システム改修負担金として73万円を追加計上するとともに、平成17年度療養給付費など国庫負担金について精算の結果、超過交付金となっていることから返還をいたすもので、この償還金323万1,000円を計上いたしたところであります。

なお、これらに要する財源としては、国庫支出金及び一般財源をもって収支の均衡を図った次第であります。

どうかよろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第10、議案第31号 平成18年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)及び議案第32号 平成18年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長(田苺子 進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第31号 平成18年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)及び議案第32号 平成18年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、一括し御説明を申し上げます。

今回の歳入歳出予算の補正は、いずれも平成17年度許可債の起債の借り入れに係る償還利子によるものでありまして、当初見込んだ借入利率より実際の借り入れにおいて利率が上回ったことから予算に不足が生じ、公共下水道事業特別会計で7万円、農業集落排水事業特別会計で4万円の措置をいたすものであります。

また、公共下水道事業特別会計の債務負担行為の追加につきましては、平成19年度当初予算に計上しております下水道施設整備事業費300万円につきましては、ゼロ市債として早期発注を行うための措置を講ずるものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号及び議案第32号の2案件は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) それでは、ここで、予算審査特別委員会正副委員長に就任されましたお二人よりごあいさつをお願いいたします。

初めに、予算審査特別委員会遠山昭二委員長、御登壇の上ごあいさつをお願いいたします。

予算審査特別委員長(遠山昭二君)(登壇) 平成19年度予算審査特別委員会の委員長就任に当

たり、一言ごあいさつ申し上げます。

先ほど予算審査特別委員会が設置され、図らずも私が委員長を仰せつかり、身に余る光栄と存ずるとともに、深く敬意をあらわす次第でございます。大役を果たすに、非才であり微力な私でございますが、この重責をしっかりと受けとめ、全力を尽くし任務を果たす決意でございますので、委員各位の御協力、御支援をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

さて、昨今の新聞報道によりますと、国における経済動向がこれまでの改革の成果により戦後最長の景気回復期間に入り、更なる改革が実行されることによりまして、経済成長が継続的な流れ、実現する見込みにあると伝えられたところでもあります。このことを受け、道内経済においても一部上向きの動きがあるように言われておりますが、地方を取り巻く情勢は依然と厳しく、景気低迷からいまだ脱却できない現状の中で、大都市と地方との格差社会がますます拡大していることが懸念されているところでもあります。

更に、道内における地方都市を取り巻く環境に目を向けて見ましても、人口減少、少子高齢化の広がり並びに農業を基幹とする一次産業界が厳しい試練に立たされている実情、また地域医療圏の崩壊等々、多くの課題が山積するところでもあります。その現状は一段と厳しい状況にあると言わざるを得ないところでもあります。

以上のように現状を考えますと、本委員会での予算審議の内容につきまして、多くの市民の皆様がその行方を注目されていると思うところでございます。したがって、委員各位からの活発な御意見、御提言を賜るとともに、理事者を初め各関係部局からの誠意ある御答弁をいただく中、実効性のある新年度予算の成立を期待してやまないところでもあります。

結びになります。報道機関の皆様方には、本委員会における審議内容を市民の方々に的確に報道していただきますよう重ねてお願い申し上げて、委員長就任のあいさつといたします。

よろしく申し上げます。（拍手）（降壇）

議長（岡田久俊君） 次に、伊藤隆雄副委員長、御登壇の上ごあいさつをお願いいたします。

予算審査特別副委員長（伊藤隆雄君）（登壇） 先ほど予算審査特別委員会が設置されまして、副委員長という大役を御指名いただきました。一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

このたび議員各位の御推挙により、不肖私を副委員長に選任いただきましたことに心からお礼を申し上げますとともに、もとより経験も浅く、その器ではない私にこの大役が務まるかどうかということを思うとき、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

さて、近年における地方都市の置かれている社会経済、こういった環境を見るとき、多くの分野におきまして厳しい現実が迫ってきている状況下でのこの予算審査委員会でございます。平成19年度予算につきましては、御承知のように市民に直轄する極めて重要な案件であります。19年度予算が単年度予算とは言いながら、その波及効果は当然後年度にも大きく影響してくるものと思うところでもあります。

これらのことを肝に銘じながら、委員各位を初め理事者並びに関係部局の皆様方の御協力のもとに、更には先ほどごあいさつがありましたように、経験、知識ともに豊かな遠山委員長の



御指導をいただきながら、この任務を務めさせていただきたいと思っ

ているところであります。どうか、委員各位の御協力、御理解をよろしく

お願い申し上げまして、副委員長

の就任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明3月1日から12日までの12日間は休会いたしたいと思

います。これに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、3月1日から12日までの12日間は休会と決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、3月13日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集を願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時34分散会）